

越谷荻島地域整備基本構想に係る
戦略的環境影響評価計画書

平成 2 9 年 1 2 月

越谷市

目 次

第1章 計画策定者の氏名及び住所.....	1-1
第2章 対象計画の概要.....	2-1
2.1 対象計画の名称及び種類.....	2-1
2.2 対象計画の目的.....	2-1
2.3 対象計画の概要.....	2-2
2.3.1 対象計画の概要.....	2-2
2.3.2 対象計画区域の現状.....	2-2
2.3.3 対象計画の原案に記する内容.....	2-3
2.3.4 事業の策定手続きと戦略的環境影響評価との関係.....	2-4
2.4 対象計画の実施区域及び関係市.....	2-5
第3章 関係市の概況.....	3-1
3.1 関係市の社会経済の状況.....	3-1
3.1.1 人口の状況.....	3-1
3.1.2 産業の状況.....	3-2
3.1.3 土地利用の状況.....	3-4
3.1.4 交通の状況.....	3-6
3.1.5 供給処理施設の状況.....	3-8
3.2 関係市の環境の状況.....	3-9
3.2.1 関係市の環境の概況.....	3-9
3.2.2 環境の影響を受けやすい地域等の状況.....	3-15
3.2.3 環境保全の観点から法令等により指定された地域等の状況.....	3-24
第4章 対象計画の原案.....	4-1
4.1 対象計画の原案設定の背景.....	4-1
4.1.1 対象計画地周辺に関する埼玉県の方針等.....	4-1
4.1.2 越谷市を対象計画に対する対象計画区域の位置づけ.....	4-4
4.2 対象計画の原案設定の経緯.....	4-11
4.3 対象計画の原案の内容.....	4-11
第5章 関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法.....	5-1
5.1 関連する社会経済面の推計の項目の選定.....	5-1
5.2 関連する社会経済面の調査、推計の手法.....	5-1
第6章 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法.....	6-1
6.1 戦略的環境影響評価の対象とする項目の選定.....	6-1
6.2 調査、予測、評価の手法.....	6-11
6.2.1 調査、予測の手法.....	6-11

6.2.2 評価の手法.....	6-12
第 7 章 手続に係る実施計画（県民等への周知、説明及び意見聴取の方法に係る計画）	7-1
7.1 戦略的環境影響評価計画書に係る手続きの実施計画	7-1
7.1.1 計画書の周知	7-1
7.1.2 計画書に関する意見聴取	7-1
7.2 戦略的環境影響評価報告書に係る手続きの実施計画	7-2
7.2.1 報告書の周知・説明	7-2
第 8 章 調査等の受託者の氏名及び住所	8-1

第1章 計画策定者の氏名及び住所

計画策定者の氏名：越谷市長 高橋 努

計画策定者の住所：埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号

第2章 対象計画の概要

2.1 対象計画の名称及び種類

対象計画の名称：越谷荻島地域整備基本構想

対象計画の種類：複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）

2.2 対象計画の目的

越谷市では、「第4次越谷市総合振興計画」、「越谷市都市計画マスタープラン」に基づき、住工混在の解消や既存事業者の規模拡大、市外からの企業誘致の推進等による地域産業の育成、雇用機会の拡大、将来にわたる安定的な財源の確保を目的として新たな産業用地を創出するための各種調査や検討を進めている。

越谷市は「東京に近い」、「交通利便性が優れる」という地域特性を持つ一方、住工混在が進行し、操業環境の悪化や工場の市外への流出が生じ、さらにその跡地が住居系の用途として利用されることにより産業用地のストックが減少するなどの悪循環が産業系の土地利用における大きな課題となっている。越谷市の地域活力を維持・発展させていくためには、これらの課題の解消に向けて、良好な操業環境を確保するとともに、将来的な事業の拡張の可能性や新たな企業の進出の受け皿を創出するための基盤整備を図ることが重要である。

本事業は、このような背景を踏まえ、越谷市西部に位置し、優れた交通利便性を持つ荻島地域において流通系施設と工場等の複合的な産業団地の整備を図るものである。対象計画区域の広域的位置を図 2.2-1 に示す。



図 2.2-1 対象計画区域の広域的位置

2.3 対象計画の概要

2.3.1 対象計画の概要

対象計画区域は、越谷市荻島地域に位置する、国道 463 号バイパス沿道の約 28ha の範囲である。

荻島地域は「第 4 次越谷市総合振興計画」及び「越谷市都市計画マスタープラン」において、新たな流通・工業系土地利用を推進する候補地区として位置づけられており、また、対象計画区域は主要幹線道路に隣接することから、越谷市の地域特性を活かした魅力的な土地利用を図る上で大きな可能性を有している。さらに、対象計画区域付近にて都市計画道路健康福祉村大袋線が計画されていることから、開発区域内の幹線道路との連絡による有効利用を見据えた整備を検討している。

これらのことから、新たな産業用地の創出を通じて産業機能の集積を図る対象計画の実施は、越谷市の地域活力の維持・発展とともに、県南地域における地域経済の活性化や埼玉県全体への波及効果も期待できるものであり、適切な基盤整備と企業誘致を図ることで、県及び市の産業発展を推進するものである。

2.3.2 対象計画区域の現状

対象計画区域は、埼玉県越谷市西部の荻島地域に位置し、国道 463 号バイパスに隣接している。

対象計画区域及びその周辺の地形はほぼ平坦である。土地利用は水田が多く、一部に住宅や工場・倉庫等が点在している。

対象計画区域は、全域が都市計画法に基づく市街化調整区域であり、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の農用地区域に指定されている。

基盤整備の状況として、対象計画区域の南側境界には東西方向に国道 463 号バイパスがあり、東側には南北方向に都市計画道路健康福祉村大袋線が計画されている。また、対象計画区域内には準用河川第二末田落し(農業用排水路として利用)が地区東から西に横断している。

2.3.3 対象計画の原案に記する内容

本戦略的環境影響評価においては、表 2.3-1 に示す「用地の形状」に関して、対象計画区域内の特性に配慮した計画の複数原案を設定する。

なお、「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針」の第 2、1 項及び別表 1 において検討が可能とされている複数原案の設定のうち、表 2.3-2 に示す「計画等の基本的枠組」及び「土地利用計画」については、上位計画である「第 4 次越谷市総合振興計画」、「越谷市都市計画マスタープラン」及びこれまでの検討経緯を踏まえて設定したため、複数原案の検討において代替案を作成しないこととした。

表 2.3-1 対象計画の原案の設定要素

対象計画の種別	複数原案の設定要素
複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）	用地形状

※出典：「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針別表 1」

表 2.3-2 その他の要素を複数原案の設定要素に含めない理由

技術指針に示された要素		複数原案の設定要素に含めない理由
複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）	計画等の基本的枠組	「第 4 次越谷市総合振興計画」及び「越谷市都市計画マスタープラン」等に沿って設定したため。
	土地利用計画	

※出典：「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針別表 1」

2.3.4 事業の策定手続きと戦略的環境影響評価との関係

複合事業(工業団地の造成、流通業務施設用地の造成)計画の策定手続きと戦略的環境影響評価の関係は、図 2.3-1 に示すとおりである。

戦略的環境影響評価は、複合事業(工業団地の造成、流通業務施設用地の造成)の基本構想の検討において配慮を行うべき環境影響要因と、影響を受ける環境項目を明らかにし、また、計画の実施にあたり、必要な環境影響評価等の環境配慮の手続きの検討に資する情報を整理し、公表することを目的として実施するものである。

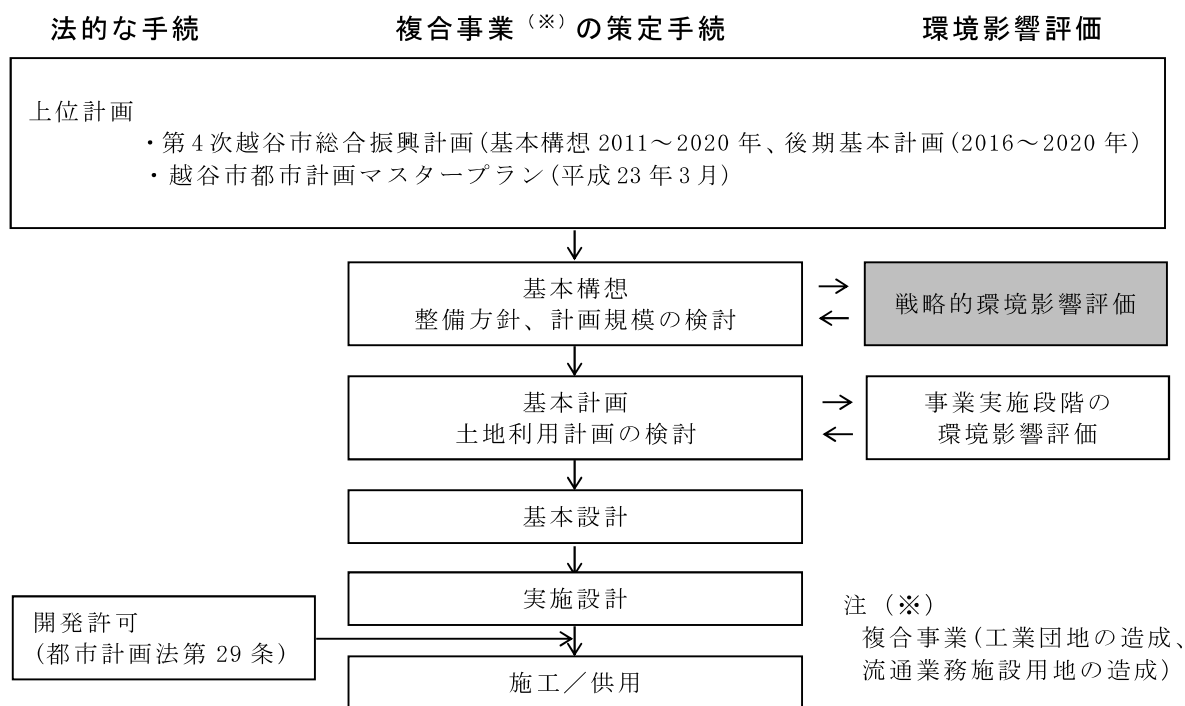


図 2.3-1 事業計画の策定手続と戦略的環境影響評価との関係

2.4 対象計画の実施区域及び関係市

対象計画の実施区域は、埼玉県越谷市である。

また、対象計画の関係市は、「埼玉県戦略的環境影響評価実施要領 別表第2」に基づき、対象計画が実施される区域の周囲 3km 以内の地域を基準として設定した。設定した関係市は、埼玉県越谷市、埼玉県さいたま市、埼玉県川口市の3市である。対象計画区域と関係市の位置を図 2.4-1 に示す。

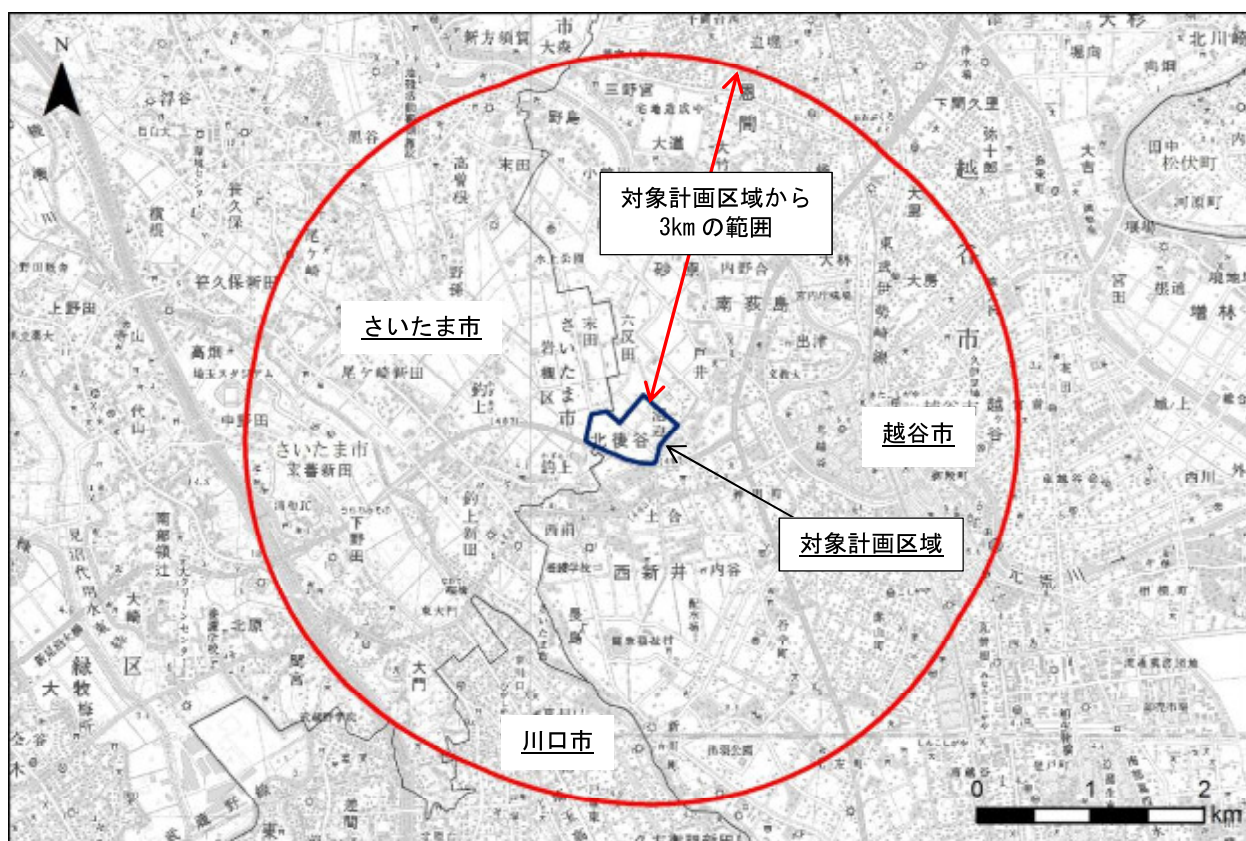


図 2.4-1 対象計画区域と関係市

第3章 関係市の概況

本章では、対象計画区域の周辺 3km 以内を、関係市として位置付けて整理した。

3.1 関係市の社会経済の状況

3.1.1 人口の状況

埼玉県及び関係市における人口及び世帯数の推移は表 3.1-1 に示すとおりであり、越谷市の人口は平成 27 年で約 33 万 7 千人である。

人口及び世帯数に関しては、3 市とも増加傾向にあるが、1 世帯当たりの世帯人員については、一貫して減少傾向にある。

表 3.1-1 人口及び世帯数の推移

年次	人口（人）			
	埼玉県	越谷市	さいたま市	川口市
平成 2 年	6,405,319	285,259	985,501	495,120
平成 7 年	6,759,311	298,253	1,078,545	504,618
平成 12 年	6,938,006	308,307	1,133,300	514,545
平成 17 年	7,054,243	315,792	1,176,314	538,434
平成 22 年	7,194,556	326,313	1,222,434	561,506
平成 27 年	7,266,534	337,498	1,263,979	578,112
年次	世帯数（世帯）			
	埼玉県	越谷市	さいたま市	川口市
平成 2 年	2,044,234	90,882	338,754	173,931
平成 7 年	2,289,138	101,072	385,852	185,726
平成 12 年	2,482,374	110,472	425,037	198,951
平成 17 年	2,650,115	118,555	460,457	216,279
平成 22 年	2,841,595	128,342	503,126	234,124
平成 27 年	2,971,659	136,460	533,209	245,830
年次	世帯人数（人/世帯）			
	埼玉県	越谷市	さいたま市	川口市
平成 2 年	3.1	3.1	3.1	3.1
平成 7 年	3.0	3.0	3.0	3.0
平成 12 年	2.8	2.8	2.8	2.8
平成 17 年	2.7	2.7	2.7	2.7
平成 22 年	2.5	2.5	2.5	2.5
平成 27 年	2.4	2.5	2.5	2.5

※出典：平成 28 年 埼玉県統計年鑑（平成 29 年 2 月、埼玉県）

埼玉県内の人口、世帯数は国勢調査（各年 10 月 1 日現在、総務省統計局）による。

世帯数は一般世帯と施設等の世帯の合計で世帯の種類「不詳」を含む。

さいたま市の平成 2 年～平成 12 年の人口は合併前の旧 4 市の総数である。

川口市の平成 2 年～平成 22 年の人口は合併前の旧 2 市の総数である。

3.1.2 産業の状況

埼玉県及び関係市に立地している事業所の数は表 3.1-2(1)に、従業員の数は表 3.1-2(2)に示すとおりである。

越谷市の総事業所数は 11,554 所で、産業大分類別に見ると卸売・小売業が最も多く、全事業所数の約 4 分の 1 を占めている。従業者数においても、卸売・小売業が最も多い。

表 3.1-2(1) 産業大分類別事業所

商業分類	事業所数（所）			
	埼玉県	越谷市	さいたま市	川口市
農業、林業	615	10	64	36
漁業	4	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	27	—	—	—
建設業	27,107	1,063	3,976	2,455
製造業	28,572	1,105	2,771	4,167
電気・ガス・熱供給・水道業	252	3	34	11
情報通信業	1,834	77	529	144
運輸業、郵便業	6,973	327	831	602
卸売業、小売業	58,586	2,991	10,430	4,744
金融業、保険業	3,143	176	781	234
不動産業、物品賃貸業	18,103	690	3,694	1,770
学術研究、専門・技術サービス業	8,885	420	2,101	620
宿泊業、飲食サービス業	28,708	1,470	4,969	2,417
生活関連サービス業、娯楽業	23,577	1,207	3,911	1,796
教育、学習支援業	11,375	520	2,149	746
医療、福祉	20,376	902	3,866	1,544
複合サービス事業	977	30	142	52
サービス業（他に分類されないもの）	13,848	531	2,640	1,013
公務（他に分類されるものを除く）	1,199	32	169	46
合計	254,161	11,554	43,057	22,397

※出典：平成 26 年経済センサス - 基礎調査（平成 26 年 7 月 1 日現在、総務省統計局）

表 3.1-2(2) 産業大分類別従業者数

商業分類	従業者数（人）			
	埼玉県	越谷市	さいたま市	川口市
農業、林業	6,580	130	476	259
漁業	21	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	352	—	—	—
建設業	170,839	8,145	34,956	16,403
製造業	477,330	12,688	40,242	36,879
電気・ガス・熱供給・水道業	8,379	149	1,960	550
情報通信業	23,236	460	11,516	1,399
運輸業、郵便業	196,385	9,905	26,461	13,880
卸売業、小売業	543,095	27,136	115,430	39,501
金融業、保険業	51,918	2,502	17,317	3,443
不動産業、物品賃貸業	66,735	3,059	17,041	6,038
学術研究、専門・技術サービス業	61,936	2,436	15,934	3,299
宿泊業、飲食サービス業	234,320	12,779	49,153	17,260
生活関連サービス業、娯楽業	122,051	6,166	24,257	9,216
教育、学習支援業	146,238	6,443	31,169	8,019
医療、福祉	351,961	15,257	65,302	24,210
複合サービス事業	25,304	1,014	5,581	1,339
サービス業（他に分類されないもの）	195,203	6,241	66,572	12,112
公務（他に分類されるものを除く）	79,007	2,406	23,987	3,408
合計	2,760,890	116,916	547,354	197,215

※出典：平成 26 年経済センサス - 基礎調査（平成 26 年 7 月 1 日現在、総務省統計局）

3.1.3 土地利用の状況

関係市の土地利用状況（地目別土地面積）は表 3.1-3 のとおりである。越谷市では宅地が 2,398ha（39.8％）で最も多く、次いで田が 941ha（15.6％）を占めている。

表 3.1-3 関係市の地目別土地面積

単位：上段 ha、下段％

市	総数	田	畑	宅 地	池 沼	山 林	牧 場	原 野	雑種地	その他
越谷市	6,024	941	400	2,398	42	13	—	13	445	1,773
	100.0	15.6	6.6	39.8	0.7	0.2	—	0.2	7.4	29.4
さいたま市	21,743	2,043	2,667	8,324	19	437	—	112	2,806	5,335
	100.0	9.4	12.3	38.3	0.1	2.0	—	0.5	12.9	24.5
川口市	6,195	48	474	3,232	—	60	—	—	786	1,595
	100.0	0.8	7.6	52.2	—	1.0	—	—	12.7	25.7

※出典：平成 28 年 埼玉県統計年鑑（平成 29 年 2 月、埼玉県）

※雑種地：野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等

※その他：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路（かんがい用または悪水排泄用の水路）、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地

※四捨五入の関係から、表中の越谷市の総数は各地目の値の合計と合致していない。

越谷市の土地利用状況の推移は表 3.1-4 に示すとおりである。平成 24 年から 28 年にかけて「田」や「畑」の面積比が減少し、「宅地」の土地利用面積が増加している。

表 3.1-4 越谷市における地目別土地利用面積比の推移

単位：％

年次 \ 地目	田	畑	宅 地	池 沼	山 林	牧 場	原 野	雑種地	その他
平成 24 年	18.1	7.0	37.2	0.2	0.2	—	0.2	7.8	29.4
平成 25 年	17.7	6.8	37.6	0.2	0.2	—	0.2	7.7	29.6
平成 26 年	17.3	6.8	37.9	0.2	0.2	—	0.2	7.6	29.8
平成 27 年	17.0	6.7	38.2	0.2	0.2	—	0.2	7.6	29.8
平成 28 年	15.6	6.6	39.8	0.7	0.2	—	0.2	7.4	29.4

※出典：埼玉県統計年鑑（平成 25 年～平成 29 年、埼玉県）

※各年 1 月 1 日現在の地目別面積から割合を算出している。四捨五入の関係から、表中の割合の合計値は一部の年次で 100%になっていない。

対象計画区域及び周辺の土地利用の状況は図 3.1-1 に示すとおりである。田が広がっているが、住宅地も隣接している。越谷市の全体面積は 6,024ha、市街化区域約 2,872ha、市街化調整区域約 3,159ha である。（なお、全体面積は平成 26 年の国土地理院計測により 6,031ha から修正があったものだが、各区域区分の面積は修正されていないため、合計面積は一致しない）

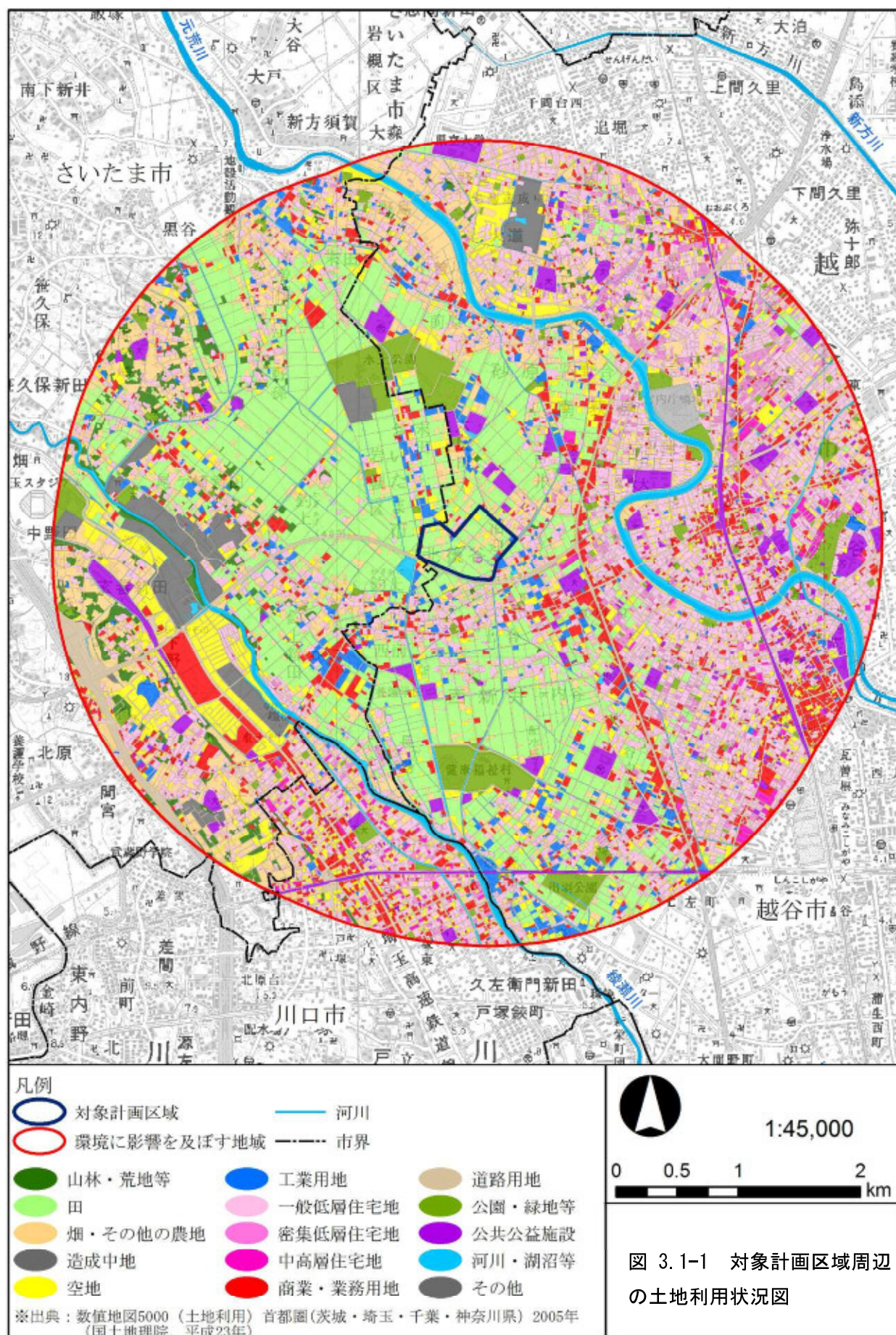


図 3.1-1 対象計画区域周辺の土地利用状況図

3.1.4 交通の状況

対象計画区域及び周辺の主要な交通は、道路（車両の使用）による。主要な道路としては、東北自動車道、一般国道 122 号、一般国道 463 号、一般国道 4 号、主要地方道越谷岩槻線、主要地方道越谷流山線、主要地方道足立越谷線、一般県道蒲生岩槻線、一般県道大野島越谷線などがある。平成 27 年度一般交通量図（平成 29 年 3 月、埼玉県）によると、対象計画区域周辺では、表 3.1-5 に示す路線において交通量調査が行われており、対象計画区域に最も近い一般国道 463 号の調査地点（センサス地点番号 23110）の平日交通量は、21,772 台/24 時間となっている。

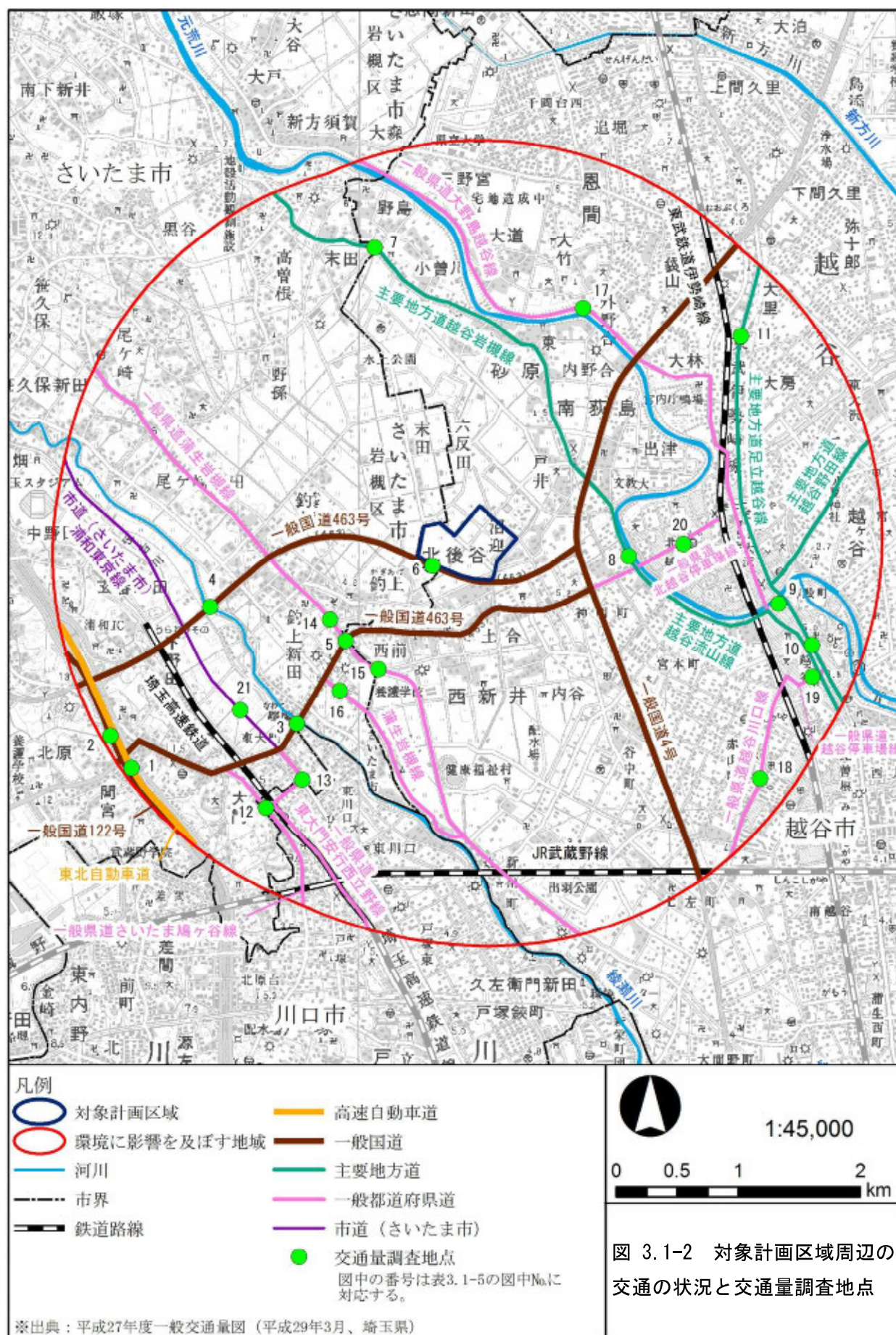
鉄道路線は JR 武蔵野線、東武鉄道伊勢崎線、埼玉高速鉄道の 3 路線が調査範囲を通過している。対象計画区域周辺の交通の状況と交通量の調査地点を図 3.1-2 に示す。

表 3.1-5 対象計画区域周辺の交通量（平日）

図中 No.	センサス 地点番号	路線名	12 時間交通量 (台)	24 時間交通量 (台)
1	C30	高速自動車国道 東北自動車道	63,233	95,066
2	C14050	一般国道 122 号	37,006	53,289
3	C23010	一般国道 463 号	11,958	17,064
4	C23100	一般国道 463 号	21,298	29,770
5	23010	一般国道 463 号	10,688	15,154
6	23110	一般国道 463 号	16,009	21,772
7	41660	主要地方道越谷岩槻線	8,286	11,980
8	41760	主要地方道越谷流山線	7,277	9,533
9	41800	主要地方道越谷流山線	6,429	8,293
10	41700	主要地方道足立越谷線	12,510	16,763
11	41710	主要地方道足立越谷線	9,993	13,291
12	C60030	一般県道さいたま鳩ヶ谷線	6,936	8,947
13	C60420	一般県道東大門安行西立野線	11,417	15,299
14	C60380	一般県道蒲生岩槻線	17,586	23,214
15	63030	一般県道蒲生岩槻線	8,273	11,334
16	63040	一般県道蒲生岩槻線	3,904	5,037
17	63050	一般県道大野島越谷線	4,211	5,348
18	60950	一般県道越谷川口線	7,326	9,597
19	63940	一般県道越谷停車場線	6,294	8,119
20	63950	一般県道北越谷停車場線	4,148	5,268
21	C80080	市道（さいたま市）浦和東京線	11,138	14,115

※出典：平成 27 年度一般交通量図（平成 29 年 3 月、埼玉県）

※図中No.は図 3.1-2 の図中番号に対応する。



3.1.5 供給処理施設の状況

(1) 電力及びガス

関係市のうち越谷市と川口市は東京電力（株）川口支社、さいたま市岩槻区は東京電力（株）春日部支社、さいたま市のその他の区は東京電力（株）埼玉支社のサービス区域となっている。

関係市の都市ガス供給は、越谷市が東彩ガス（株）、さいたま市、川口市が東京ガス（株）により行われている。

平成 26 年度の埼玉県 of 都市ガス普及率は 57.6%である。

(2) 上水道

関係市における上水道の状況は表 3.1-6 に示すとおりであり、3 市ともほぼ 100%に近い普及率となっている。

表 3.1-6 上水道の状況（平成 27 年度）

項目 \ 市名	越谷市	さいたま市	川口市
計画給水人口（人）	339,900	1,330,000	592,900
行政区域内総人口（人）	338,628	1,269,365	579,526
現在給水人口（人）	338,589	1,268,096	579,514
普及率（%）	99.9%	99.9%	99.9%

※出典：埼玉県の水道 平成 28 年度版（平成 29 年 3 月、埼玉県）

(3) 汚水処理

関係市の公共下水道の状況については表 3.1-7 に示すとおりである。公共下水道普及状況（行政人口に対する処理人口の割合）は、さいたま市が 92%と最も高く、越谷市が 83%と最も低い。

表 3.1-7 公共下水道の状況（平成 27 年度）

項目 \ 市名	越谷市	さいたま市	川口市
行政面積（ha）	6,031	21,749.0	6,197.0
行政人口（人）	337,181	1,273,497	593,485
処理人口（人）	279,899	1,172,043	511,278
普及率（%）	83.0%	92.0%	86.1%

※出典：平成 28 年 埼玉県統計年鑑（平成 29 年 2 月、埼玉県）

3.2 関係市の環境の状況

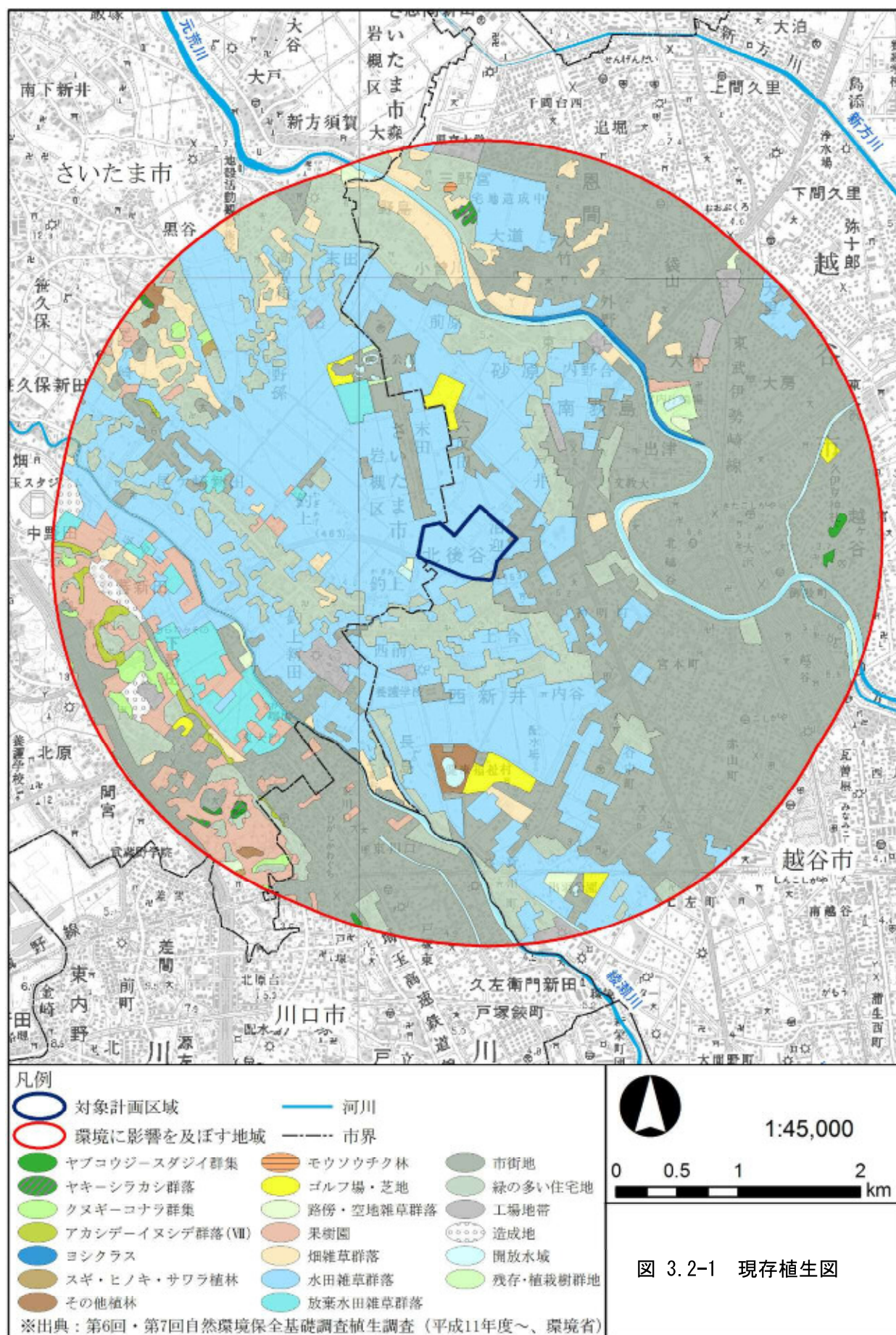
3.2.1 関係市の環境の概況

(1) 自然環境

関係市は埼玉県東南部に位置し、北から東にかけて元荒川及び綾瀬川が流れている。

越谷市は、関東ローム層といわれる大宮台地と下総台地の間に挟まれた埼玉県東南部の低地湿地帯に位置し、ほとんどが粘土と砂の互層からできた沖積層である。

「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」(平成11年度～、環境省)によると、図3.2-1に示すとおり、関係市は主に市街地及び水田雑草群落となっている。



(2) 生活環境

1) 大気環境

対象計画区域周辺に設置されている、埼玉県内の最寄りの常時監視測定局（一般環境大気測定局）は、図 3.2-2 に示すとおり、越谷市東越谷局、越谷市千間台西局、さいたま市城南局である。これら測定局の経年変化について表 3.2-1 (1) 及び(2) に示すとおり、光化学オキシダント以外の物質については、環境基準を達成している。

表 3.2-1 (1) 大気質の経年変化の状況（一般環境大気測定局）

二酸化硫黄及び二酸化窒素

測定局	年度	二酸化硫黄		二酸化窒素	
		日平均値の 2%除外値	環境基準の 適否	日平均値の 年間 98%値	環境基準の 適否
		ppm	適：○ 否：×	ppm	適：○ 否：×
越谷市東越谷局	平成 23 年度	0.004	○	0.038	○
	平成 24 年度	0.004	○	0.036	○
	平成 25 年度	0.004	○	0.038	○
	平成 26 年度	0.003	○	0.033	○
	平成 27 年度	0.003	○	0.035	○
越谷市千間台西局	平成 23 年度	—	—	—	—
	平成 24 年度	—	—	—	—
	平成 25 年度	—	—	—	—
	平成 26 年度	—	—	—	—
	平成 27 年度	—	—	(0.036)	
さいたま市城南局	平成 23 年度	0.003	○	0.035	○
	平成 24 年度	0.003	○	0.035	○
	平成 25 年度	0.003	○	0.038	○
	平成 26 年度	0.002	○	0.033	○
	平成 27 年度	0.002	○	0.034	○

※出典：平成 24 年～平成 28 年版 埼玉県環境白書

※各物質の環境基準は以下に示すとおりである。

二酸化硫黄：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

二酸化窒素：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

※（ ）内は有効局でないため参考値扱い。

表 3.2-1 (2) 大気質の経年変化の状況（一般環境大気測定局）

光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質

測定局	年度	光化学オキシダント		浮遊粒子状物質	
		昼間の1時間値の 最高値	環境基準の 適否	日平均値の 2%除外値	環境基準の 適否
		ppm	適：○ 否：×	mg/m ³	適：○ 否：×
越谷市東越谷局	平成 23 年度	0.151	×	0.054	○
	平成 24 年度	0.185	×	0.044	○
	平成 25 年度	0.153	×	0.050	○
	平成 26 年度	0.154	×	0.044	○
	平成 27 年度	0.157	×	0.042	○
越谷市千間台西局	平成 23 年度	—	—	—	—
	平成 24 年度	—	—	—	—
	平成 25 年度	—	—	—	—
	平成 26 年度	—	—	—	—
	平成 27 年度	0.063	×	(0.030)	
さいたま市城南局	平成 23 年度	0.134	×	0.052	○
	平成 24 年度	0.180	×	0.051	○
	平成 25 年度	0.121	×	0.058	○
	平成 26 年度	0.156	×	0.055	○
	平成 27 年度	0.152	×	0.048	○

※出典：平成 24 年～平成 28 年版 埼玉県環境白書

※各物質の環境基準は以下に示すとおりである。

光化学オキシダント：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

浮遊粒子状物質：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

※（ ）内は有効局でないため参考値扱い。

2) 水環境

対象計画区域周辺には、対象計画区域の東側に元荒川、西側に綾瀬川が、北から南に向かって流れている。これらの河川水質を測定している最寄りの調査地点は図 3.2-2 に示すとおり、中島橋（元荒川）、昭和橋（新方川）、巖橋（綾瀬川）である。

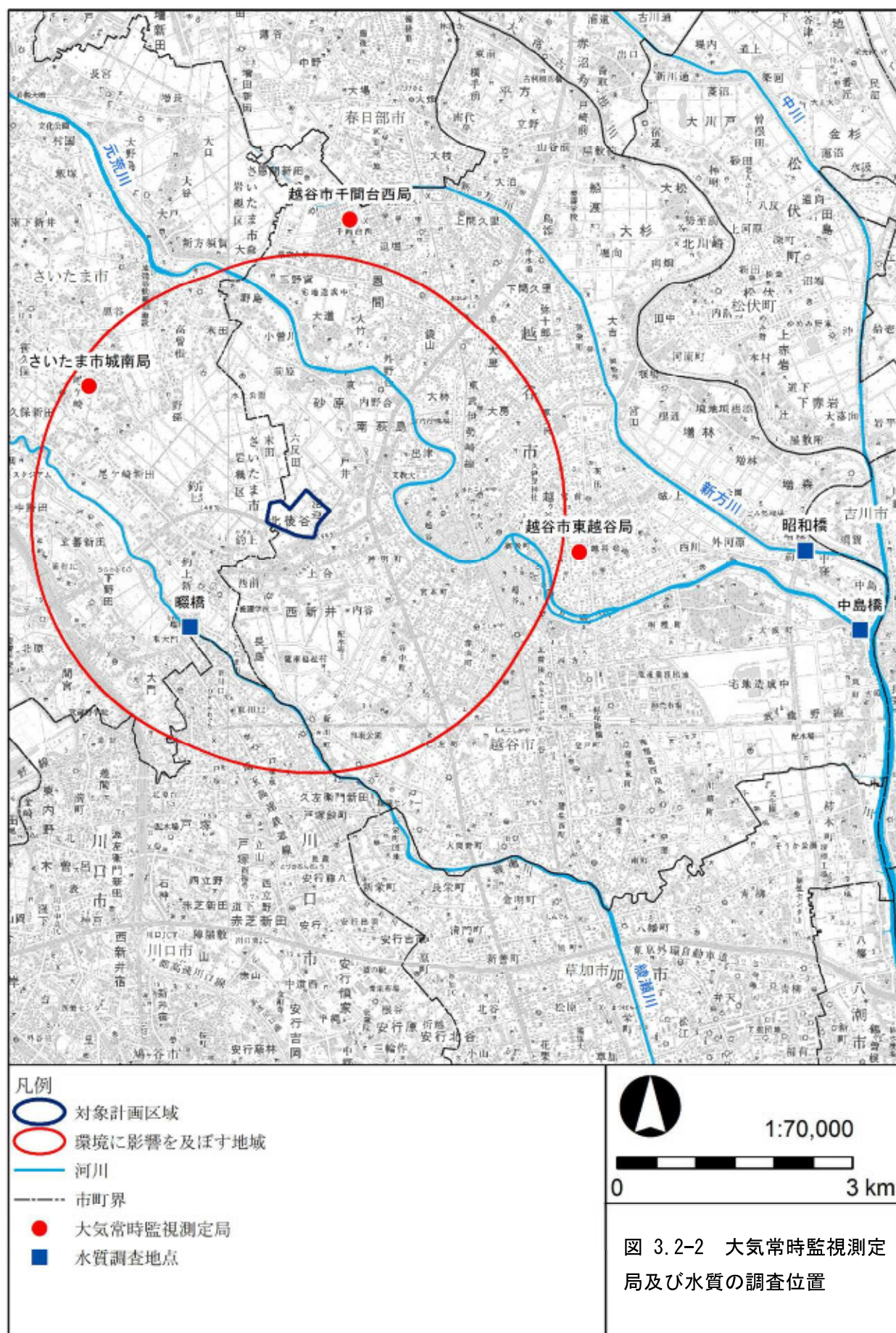
「平成 28 年度公共用水域の水質測定結果」（平成 29 年 8 月、埼玉県）より、これらの調査地点における水質測定結果は、表 3.2-2 に示すとおり、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）の日間平均値の平均値について、生活環境の保全に関する環境基準を達成している。

表 3.2-2 生活環境項目測定結果（日平均値の平均値）

対象河川	調査地点	類型指定	測定期間	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
元荒川	中島橋	C	平成 28 年 4 月 ～ 平成 29 年 3 月	7.7	3.0	13	9.7	7,800
				○	○	○	○	—
新方川	昭和橋	C		7.6	3.7	20	8.1	17,000
				○	○	○	○	—
巖橋	綾瀬川	C		7.5	2.7	18	8.8	15,000
				○	○	○	○	—
環境基準値（C類型）				6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—

※出典：平成 28 年度公共用水域の水質測定結果（平成 29 年 8 月 埼玉県）

※表中の○、×は、生活環境の保全に関する環境基準（河川）の適否を示す。



3.2.2 環境の影響を受けやすい地域等の状況

(1) 公共・公益施設の保全対象の状況

対象計画の立案において、環境を良好な状態に保持するよう留意すべき保全対象施設としては、表 3.2-3～表 3.2-5 及び図 3.2-3～図 3.2-5 に示すとおり、関係市のうち対象計画区域(予定)から約 3km の地域(以下「対象計画区域及びその周辺」という)に立地する病院、その他の公共・公益施設が挙げられる。

1) 保育所、学校等

対象計画区域及びその周辺にある保育所、学校等は表 3.2-3 及び図 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-3(1) 対象計画区域及びその周辺の学校等

No.	施設の区分	市	施設の名称
1	保育園	越谷市	おおたけ保育園
2			越ヶ谷保育園
3			荻島保育所
4			宮本保育所
5			松沢保育園
6			西大袋保育園
7			赤山保育所
8			赤山第二保育所
9			袋山保育園
10			大袋保育所
11			大沢第一保育所
12			第二おおたけ保育園
13			中央保育所
14			東大沢保育園
15		さいたま市	きらり保育園
16			リズム保育園
17			あいう園浦和美園ウイングシティ保育園
18			あいう園美園浦和美園駅前保育園
19			みう保育園
20		川口市	フォーマザー保育園
21			汽車ぽっぽ保育園
22			赤芝第二保育園
23			川口市立戸塚のぞみ保育園
24	幼稚園	越谷市	萩原第一幼稚園
25			北越谷幼稚園
26			ぶどうぞの幼稚園
27			越谷くるみ幼稚園
28			こばとの里こども園
29			日本基督教団越谷教会附属越谷幼稚園
30			松沢幼稚園
31			大袋幼稚園
32			大沢幼稚園
33		さいたま市	大門幼稚園
34			井沢学園リズム幼稚園

※出典：埼玉県学校便覧（埼玉県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2203/binran.html>）

認可保育所一覧（埼玉県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kosodate-hoiku-hoiksyo.html>）

※No.は図 3.2-3 の図中番号に対応する。

表 3.2-3(2) 対象計画区域及びその周辺の学校等

No.	施設の区分	市	施設の名称
35	小学校	越谷市	越ヶ谷小学校
36			荻島小学校
37			宮本小学校
38			鷺後小学校
39			出羽小学校
40			大袋小学校
41			大袋東小学校
42			大沢小学校
43			大沢北小学校
44			北越谷小学校
45		さいたま市	大門小学校
46			美園小学校
47			新和小学校
48		川口市	戸塚東小学校
49			戸塚北小学校
50	中学校	越谷市	栄進中学校
51			西中学校
52			大袋中学校
53			中央中学校
54		さいたま市	城南中学校
55	高等学校	越谷市	越ヶ谷高等学校
56			越谷西高等学校
57			越谷総合技術高等学校
58	大学		埼玉県立大学
59			文教大学
60	特別支援学校		越谷西特別支援学校

※出典：埼玉県学校便覧（埼玉県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2203/binran.html>）

※No.は図 3.2-3 の図中番号に対応する。

2) 病院、診療所

対象計画区域及びその周辺にある病院、診療所は表 3.2-4 及び図 3.2-4 に示すとおりである。

なお、診療所のうち病床を有する施設について環境への配慮が必要な施設として示した。

表 3.2-4 対象計画区域及びその周辺の病院及び診療所

No.	施設の区分	市	施設の名称
1	病院	越谷市	医療法人 賢仁会産婦人科菅原病院
2			医療法人社団 聖心会十全病院
3			医療法人 道心会埼玉東部循環器病院
4			医療法人 康麗会越谷誠和病院
5		川口市	医療法人社団 協友会東川口病院
6	診療所	越谷市	堀中医院
7			高見沢産婦人科医院
8		さいたま市	医療法人社団 豊栄会ほしあい眼科
9		川口市	医療法人社団 北辰会よこで耳鼻咽喉科

※出典：埼玉県医療機能情報提供システム(<http://www.iryu-kensaku.jp/saitama/>)

※No.は図 3.2-4 の図中番号に対応する。

3) 社会福祉施設

その他の公共・公益施設として、対象計画区域及びその周辺にある社会福祉施設は表 3.2-5 及び図 3.2-5 に示すとおりである。

表 3.2-5(1) 対象計画区域及びその周辺の社会福祉施設

No.	施設の区分	市	施設の名称
1	有料老人ホーム	越谷市	サニーライフ越谷
2			サニーライフ越谷北
3			ベストライフ越谷
4			アミーユ越谷
5			メディス北越谷
6			越谷幸楽園
7			レストヴィラ越谷
8			ニチイケアセンター越谷
9			ソラスト越谷
10		さいたま市	アンサンブル浦和
11			イリーゼ浦和大門
12			レジテンス浦和美園
13			浦和みその翔裕館
14			医心館浦和美園
15		川口市	サニーポート川口
16			東川口やわらぎ苑
17			応援家族東川口
18			さかえグリーンハート川口
19	特別養護老人ホーム	越谷市	嘉祥園
20			越谷ホーム
21			越谷さくらの杜
22			グレースガーデン越谷
23	軽費老人ホーム		リバティガーデン
24	介護老人保健施設	越谷市	とまりや
25			葵の園越谷
26		さいたま市	エスポワールさいたま
27	老人福祉センター	越谷市	越谷市立老人福祉センターけやき荘
28	地域密着型サービス事業所		愛の家グループホーム越谷
29			越谷西ケアセンターそよ風
30			グループホームケアセンターあいあい
31			グループホームつどい「東大沢家」
32			グループホーム晴苑
33			ジャパンケア北越谷

※出典：社会福祉施設等一覧（埼玉県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/sisetumeibo.html>）
 障がい者福祉施設（越谷市ホームページ <http://www.city.koshigaya.saitama.jp/toiawase/shisetsu/shougaishafukushi/sisetu/index.html>）
 障害者（児）指定事業所等一覧（さいたま市ホームページ <http://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/005/p001228.html>）
 川口市内障害者施設一覧（川口市ホームページ <http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/20100086/20100086.html>）

※No.は図 3.2-5 の図中番号に対応する。

表 3. 2-5 (2) 対象計画区域及びその周辺の社会福祉施設

No.	施設の区分	市	施設の名称
34	地域密着型サービス事業所	越谷市	グループホーム遊宴北越谷
35			地域密着型介護老人福祉施設 越谷ホーム
36			グループホームふくしのまち大袋
37			輝の杜こしがや
38		さいたま市	グループホームみその
39		川口市	グループホームあすか東川口
40			グループホームひなげし
41	障害者福祉センターB 型	越谷市	こばと館
42	児童発達支援事業所		まほろば
43			ふくおーれ
44			ハッピーキッズスペースみんと越谷
45			運動療育センターすてっぷプラス越谷教室
46			LITALICO ジュニア越谷教室
47	川口市		ハッピーキッズスペースみんと東川口
48	短期入所施設	越谷市	桃の里
49			神明苑
50			グループホーム色音
51		さいたま市	どうかん
52	地域活動支援センター	越谷市	ひかりの森
53			ふろっふはあとあすなろ
54			工房みなみ
55			越谷地域生活支援センター有朋
56		川口市	のびのび
57	グループホーム	越谷市	ぱれっと 3
58			グループホーム色音
59			グループホームしゅしゅ
60			グループホーム一瓢
61			グループホーム一瓢 2
62	第3 テイク		
63	カルディアこしがや駅前		
64	就労継続支援事業 A 型		プラネット越谷
65			アイルビーバック
66			未来工房越谷
67		川口市	ロジエ

※出典：社会福祉施設等一覧（埼玉県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/sisetumeibo.html>）
 障がい者福祉施設（越谷市ホームページ <http://www.city.koshigaya.saitama.jp/toiawase/shisetsu/shougaishafukushi/sisetu/index.html>）
 障害者（児）指定事業所等一覧（さいたま市ホームページ <http://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/005/p001228.html>）
 川口市内障害者施設一覧（川口市ホームページ <http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/20100086/20100086.html>）

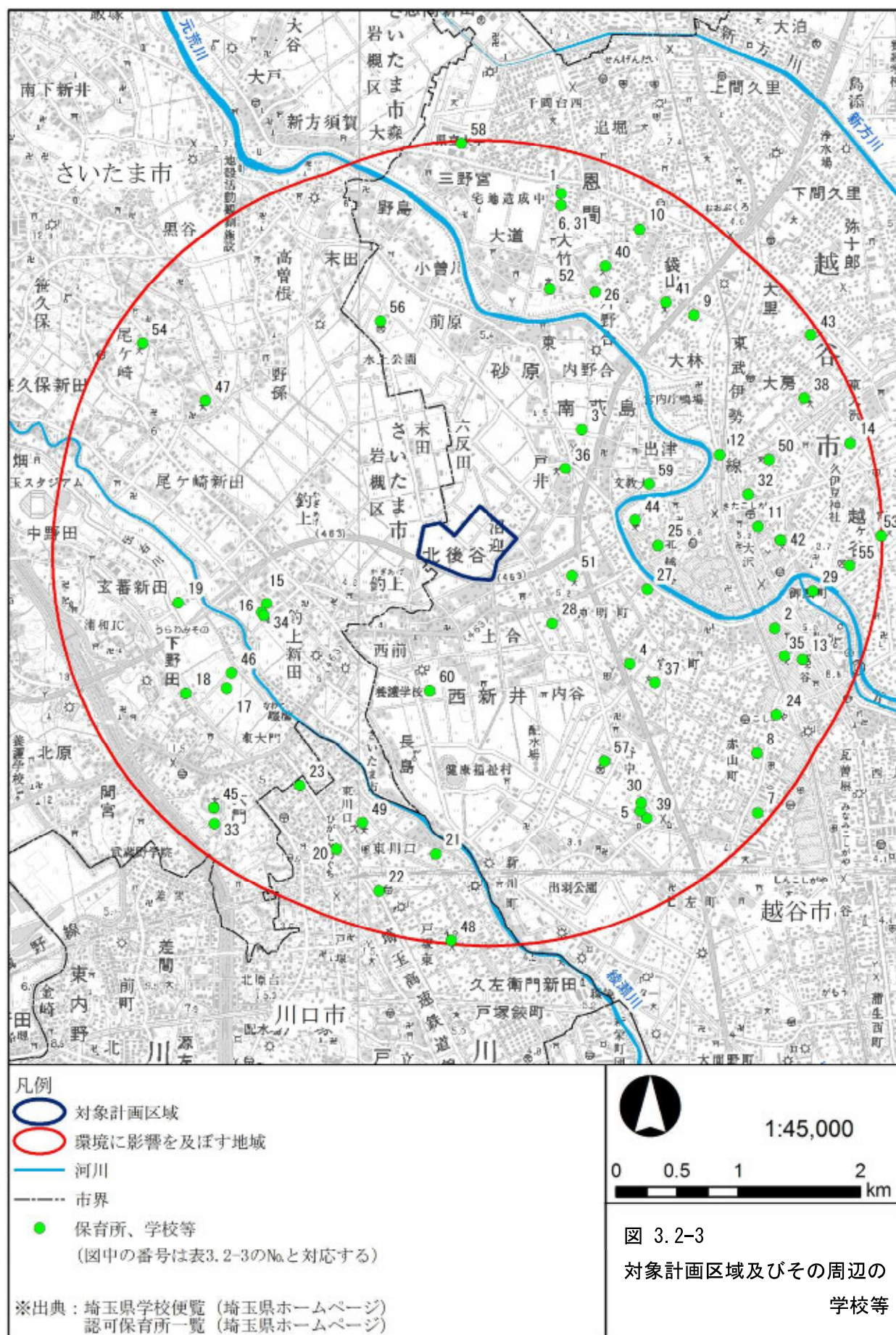
※No.は図 3. 2-5 の図中番号に対応する。

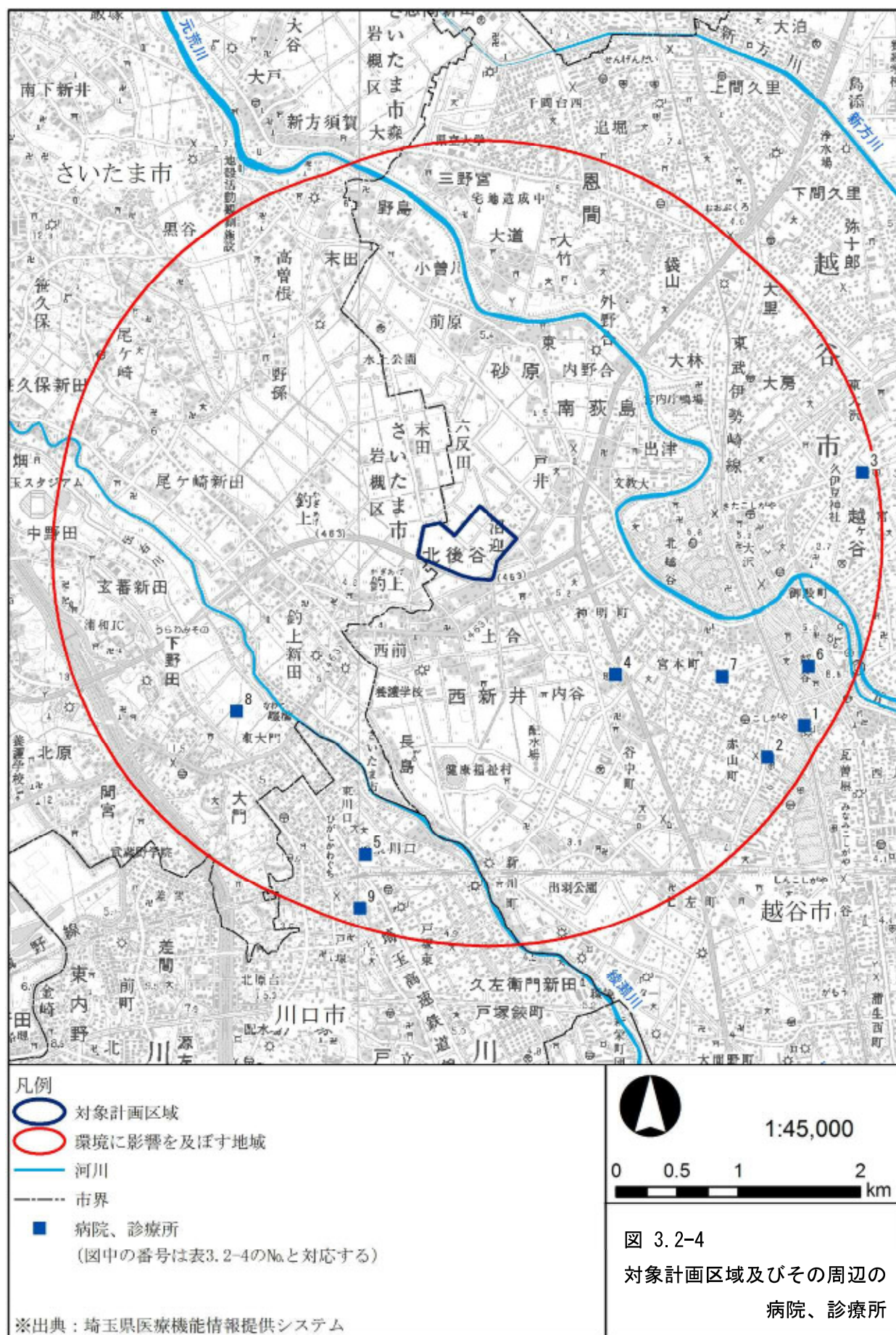
表 3.2-5(3) 対象計画区域及びその周辺の社会福祉施設

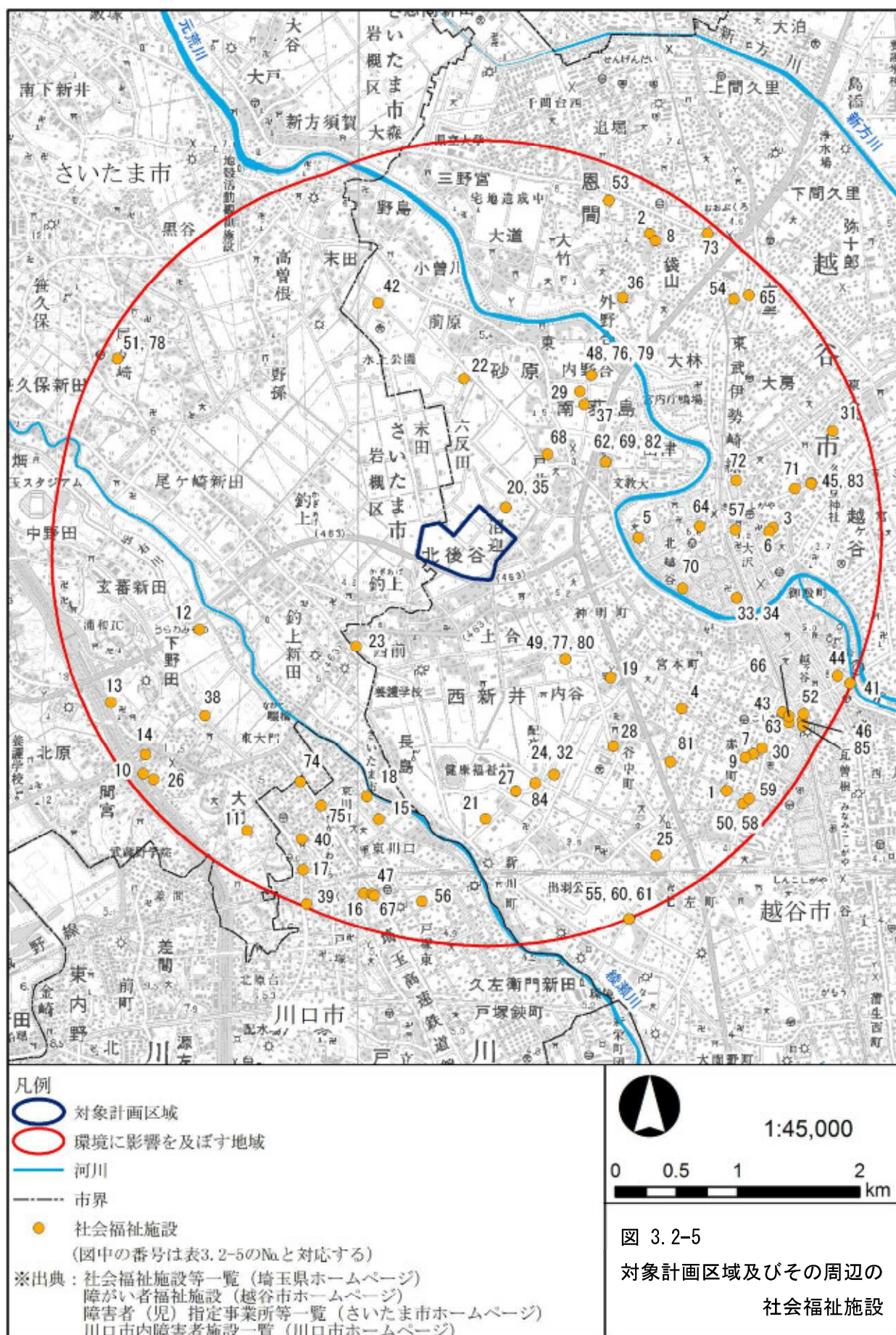
No.	施設の区分	市	施設の名称
68	就労継続支援事業 B 型	越谷市	おぎしま園
69			第 3 テイク
70			ステップ工房（従たる事業所：工房きらり）
71			多機能型事業所アポロ 1 号
72			ココロスキップ
73			るりえ
74		さいたま市	犬も歩けば・・・。
75	施設入所支援	川口市	リズムステップ東川口
76		越谷市	桃の里
77			神明苑
78	生活介護	さいたま市	どうかん
79		越谷市	桃の里
80			神明苑
81			あおい空
82			第 3 テイク
83			多機能型事業所アポロ 1 号
84			ソレイユ
85	助産施設		産婦人科菅原病院

※出典：社会福祉施設等一覧（埼玉県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/sisetumeibo.html>）
 障がい者福祉施設（越谷市ホームページ <http://www.city.koshigaya.saitama.jp/toiawase/shisetsu/shougaishafukushi/sisetu/index.html>）
 障害者（児）指定事業所等一覧（さいたま市ホームページ <http://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/005/p001228.html>）
 川口市内障害者施設一覧（川口市ホームページ <http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/20100086/20100086.html>）

※No.は図 3.2-5 の図中番号に対応する。







3.2.3 環境保全の観点から法令等により指定された地域等の状況

対象計画区域及びその周辺における自然環境、国土防災、文化財、土地利用関連及び公害防止関連の法令等による指定・規制の状況は表 3.2-6 に示すとおりである。

表 3.2-6 関連法令等による指定・規制の状況

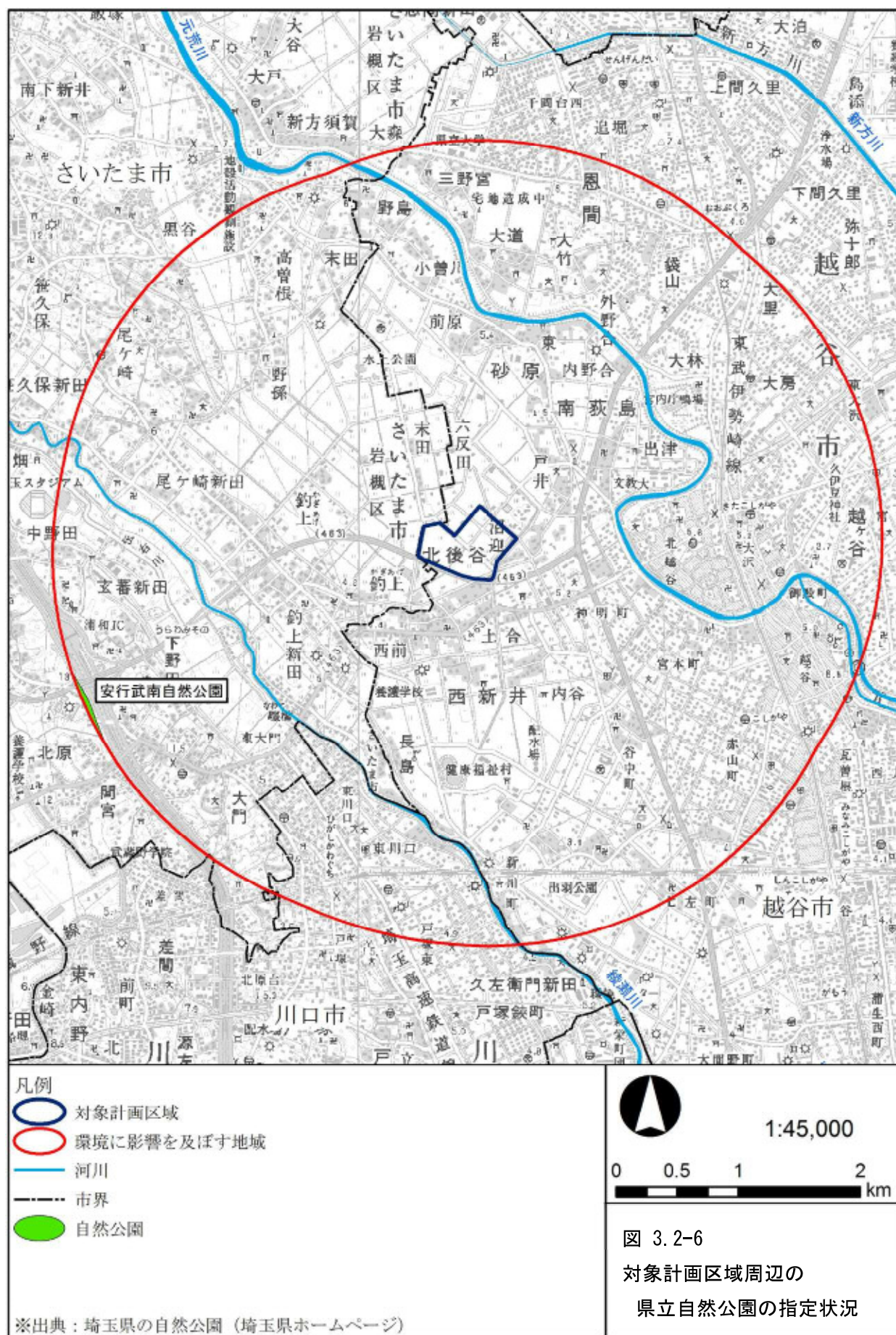
地域・区域			対象計画 区域	対象計画 区域周辺	根拠法令
自然環境 関連指定	自然公園等	県立自然公園	×	○	自然公園法 県立自然公園条例
		ふるさと緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り 育てる条例
	鳥獣保護区	鳥獣保護区	×	○	鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する 法律
	環境保全区域		×	○	越谷市環境条例
国土防災 関連指定	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	×	砂防法
	保安林		×	×	森林法
	河川区域		○	○	河川法
文化財 関連指定	史跡・名勝・天然記念物		×	○	文化財保護法
	県選定重要遺跡		×	×	
	埋蔵文化財		×	○	
土地利用 関連指定	都市地域	市街化区域	×	○	都市計画法
		市街化調整区域	○	○	
	農業地域	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関 する法律
	森林地域	地域森林計画対象民 有林	×	○	森林法

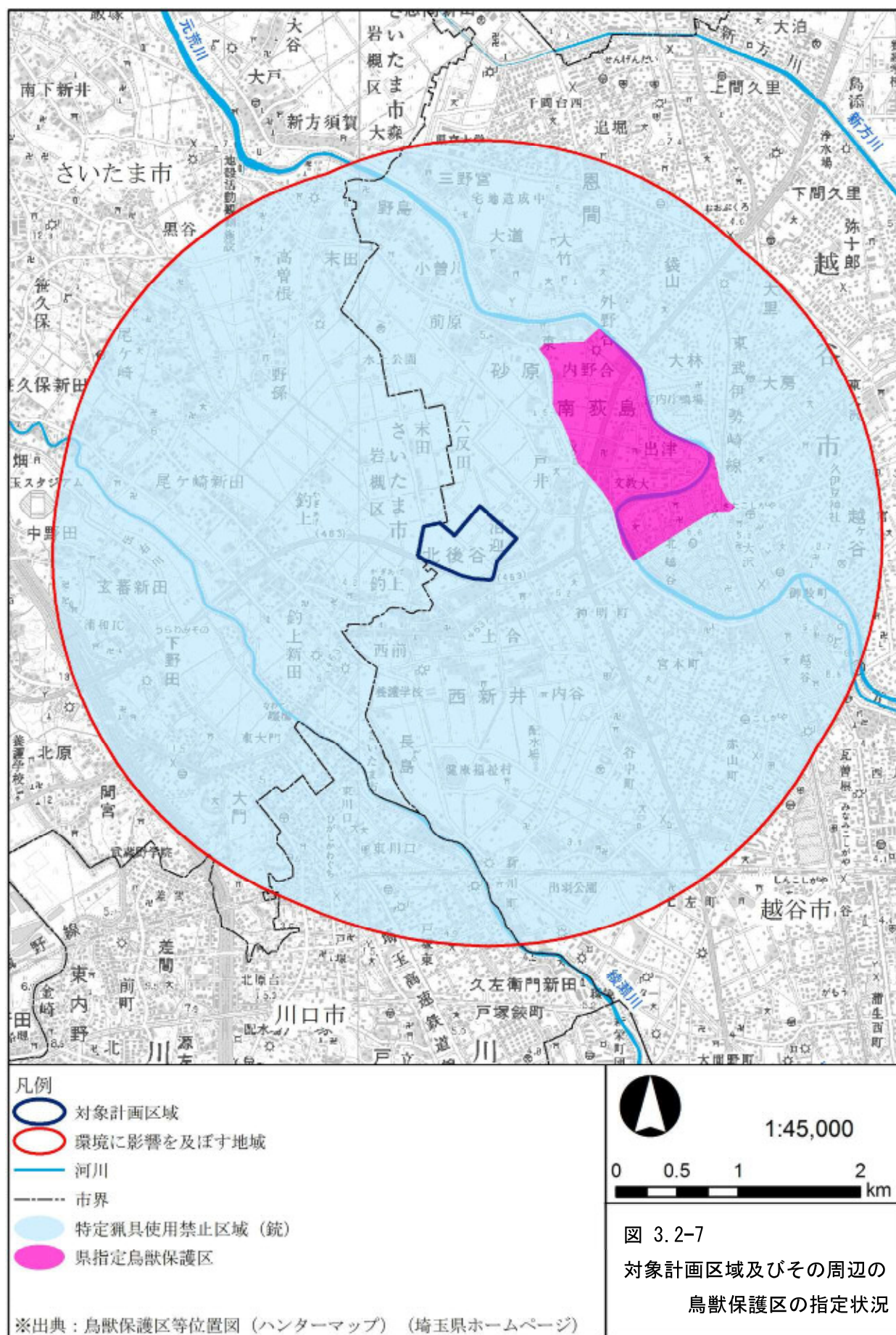
(1) 自然環境保全に係わる指定等の状況

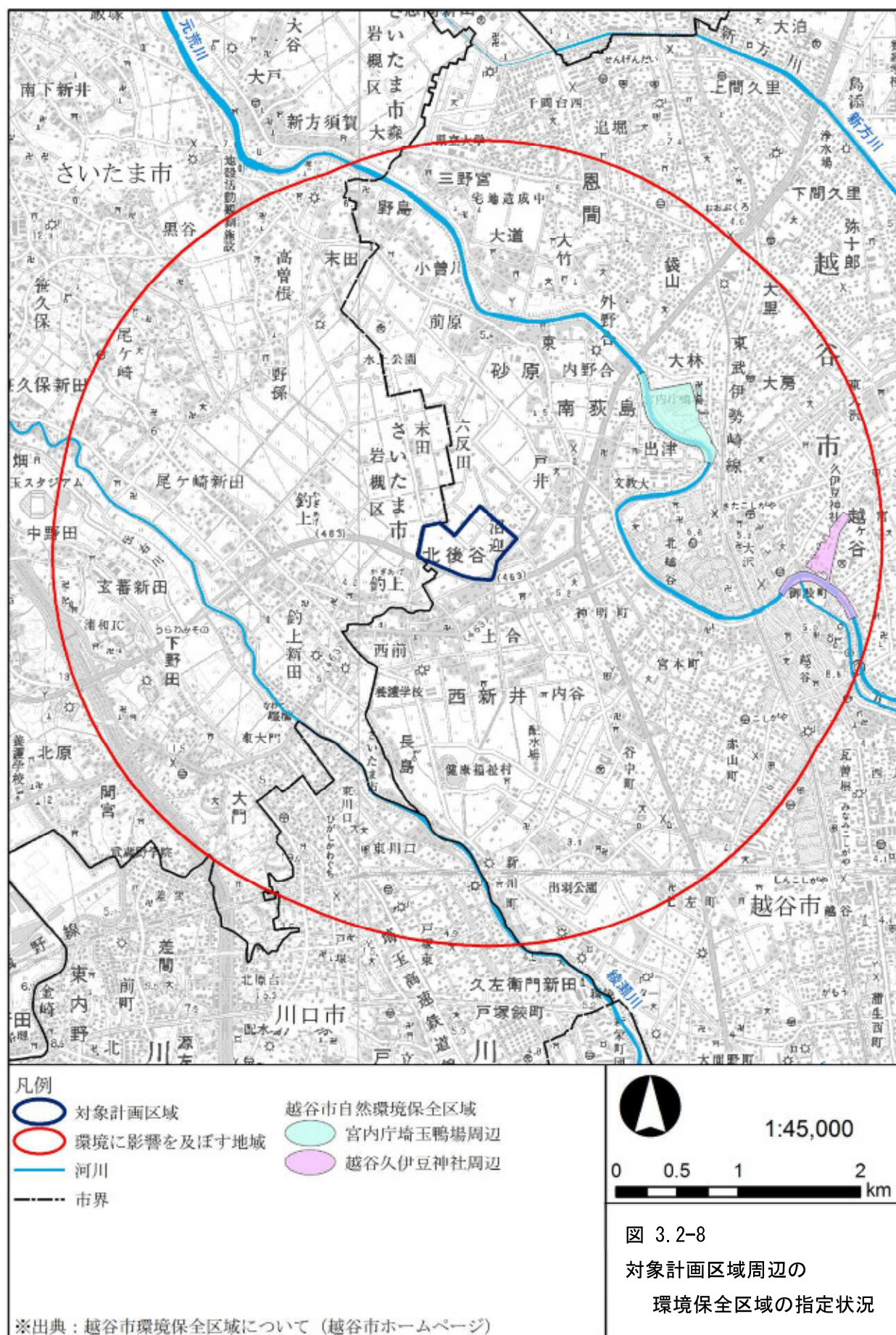
対象計画区域及びその周辺には、県立安行武南自然公園の一部が図 3.2-6 に示すとおり指定されている。

「平成 28 年度 鳥獣保護区位置図 埼玉県」の特定猟具使用禁止区域（銃）として、東部（越谷市、さいたま市）、北足立（さいたま市、川口市）、県指定鳥獣保護区として越谷（越谷市）が図 3.2-7 に示すとおり指定されている。

また、環境保全区域として宮内庁埼玉鴨場周辺と、越谷久伊豆神社周辺が図 3.2-8 に示すとおり指定されている。



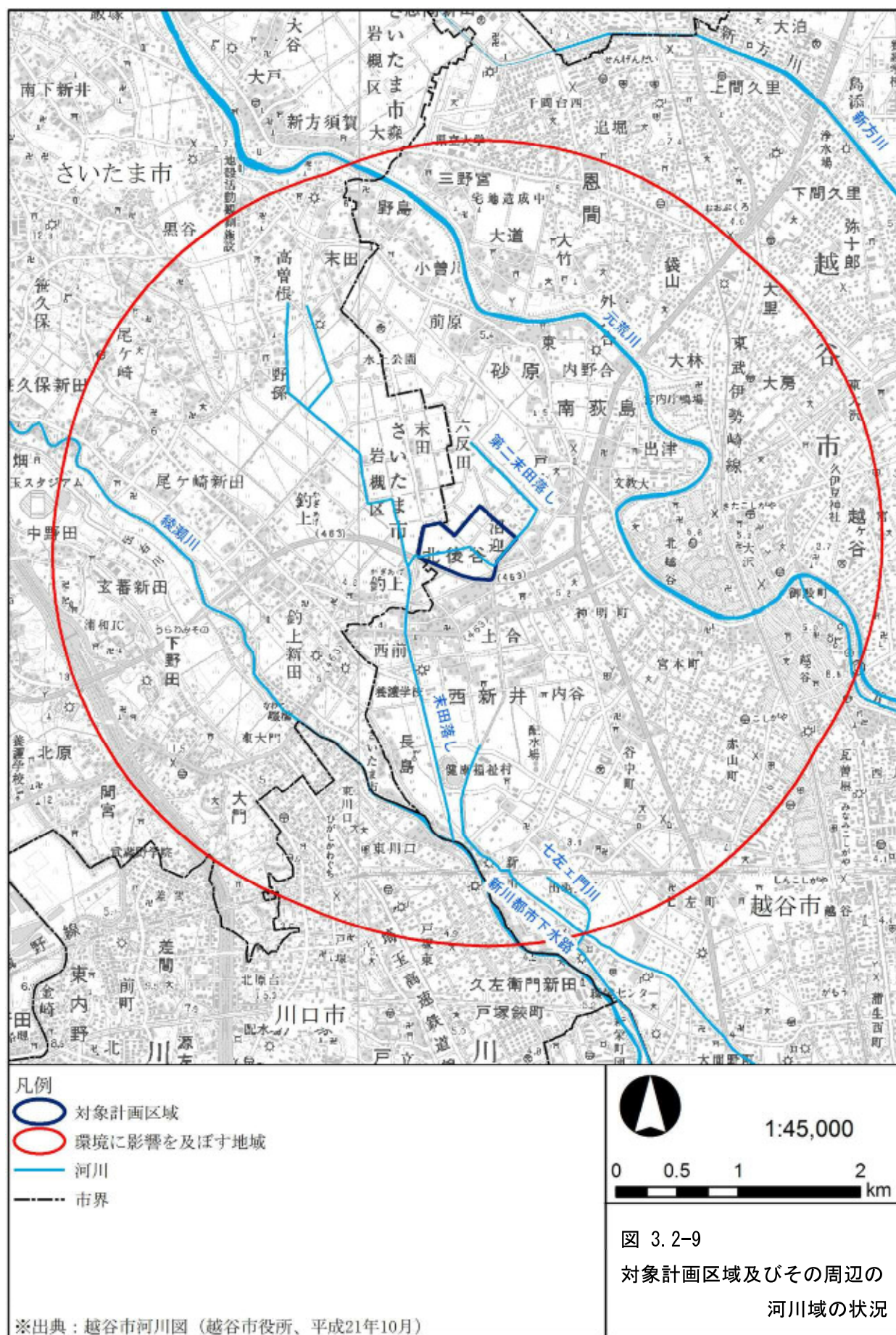




(2) 国土防災に係わる指定

対象計画区域及びその周辺には急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、砂防指定地、保安林の指定はない。

河川域については、「越谷市河川図」によると、対象計画区域内を準用河川第二末田落しが流れ、周辺区域には一級河川綾瀬川、一級河川元荒川、準用河川末田落し、準用河川七左エ門川、新川都市下水路が流れている。河川域の状況を図 3.2-9 に示す。



(3) 文化財等の保全に係わる指定等の状況

対象計画区域内には史跡・文化財及び埋蔵文化財等の指定はない。

対象計画区域周辺に指定されている文化財等は、表 3.2-7 及び図 3.2-10 に示すとおりである。

表 3.2-7 対象計画区域及びその周辺の指定文化財（史跡・名勝・天然記念物・旧跡・建造物）

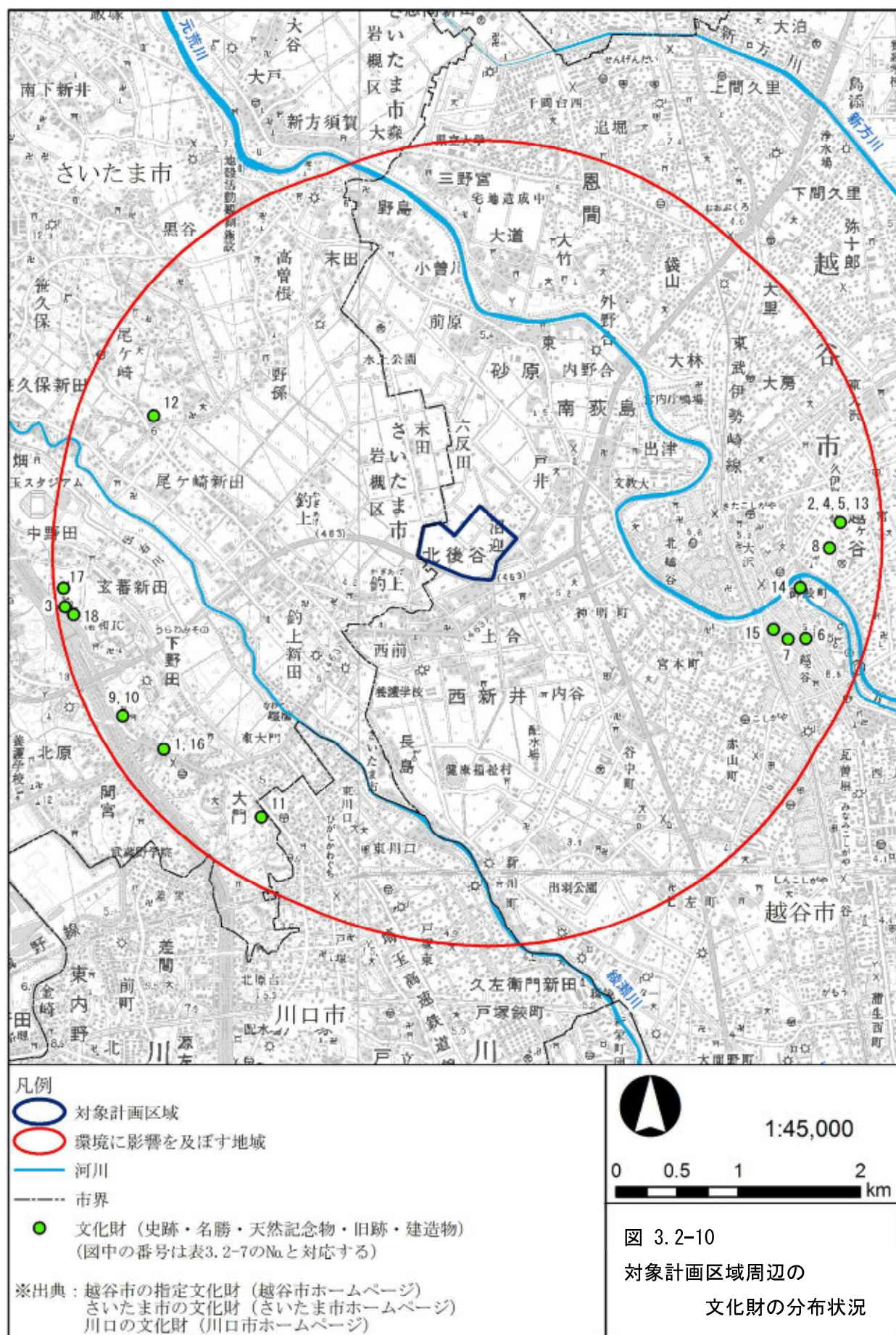
No.	種別	指定	名称	所在地
1	史跡	県指定文化財	大門宿本陣表門	さいたま市緑区大字大門
2	史跡	市指定文化財	越谷吾山句碑	越谷市越ヶ谷 1700
3	史跡	市指定文化財	春日氏一族の墓	さいたま市緑区大字中野田 1667
4	名勝	市指定文化財	久伊豆神社社叢	越谷市越ヶ谷 1700
5	天然記念物	県指定文化財	久伊豆神社のフジ	越谷市越ヶ谷 1700
6	天然記念物	市指定文化財	有瀧家のタブの木	越谷市中町 8-26
7	天然記念物	市指定文化財	浅間神社のケヤキ	越谷市中町
8	天然記念物	市指定文化財	ラクウショウ	越谷市越ヶ谷 2566
9	天然記念物	市指定文化財	大興寺のヒイラギ	さいたま市緑区大字大門 2583
10	天然記念物	市指定文化財	大興寺のウメ	さいたま市緑区大字大門 2583
11	天然記念物	市指定文化財	コルクガシ	さいたま市緑区大字大門
12	天然記念物	市指定文化財	光秀寺の力ヤの木	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎 888
13	旧跡	県指定文化財	平田篤胤仮寓跡	越谷市越ヶ谷 1700
14	旧跡	市指定文化財	越ヶ谷御殿跡	越谷市御殿町 3 番周辺
15	建造物	国登録	木下半助商店	越谷市中町 7-20
16	建造物	市指定文化財	大門宿脇本陣表門	さいたま市緑区大字大門
17	建造物	市指定文化財	中野田不動堂	さいたま市緑区大字中野田 1627-2
18	建造物	市指定文化財	重殿社本殿	さいたま市緑区大字中野田 1671

※出典：越谷市の指定文化財（越谷市ホームページ <http://www.city.koshigaya.saitama.jp/citypromotion/rekisibunka/bunkazai/kosigayabunkazai.html>）

さいたま市の文化財（さいたま市ホームページ <http://www.city.saitama.jp/004/005/006/003/p001267.htm>）

川口の文化財（川口市ホームページ <http://www.city.kawaguchi.lg.jp/ctg/68000010/68000010.html>）

※No.は図 3.2-10 の図中番号に対応する。

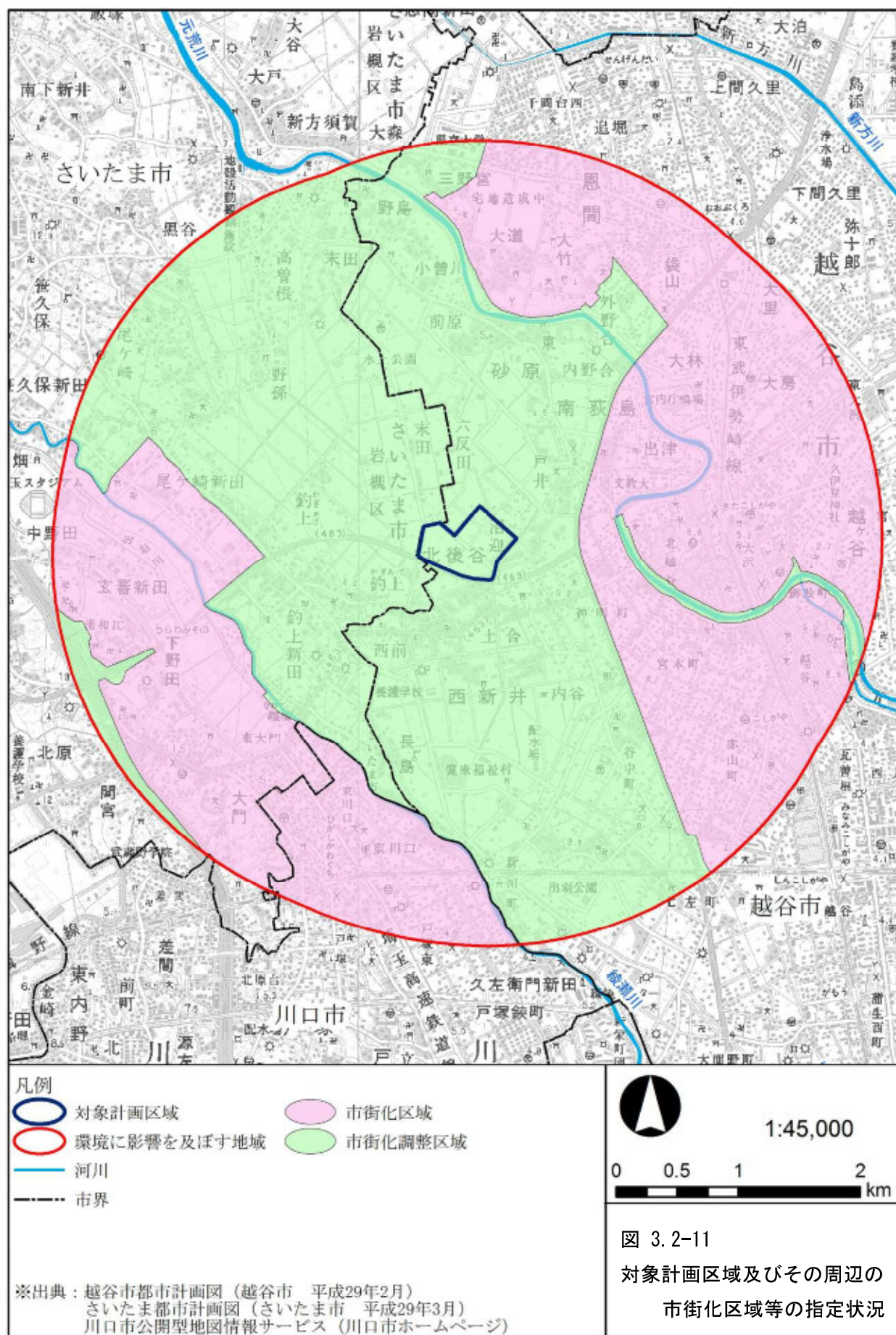


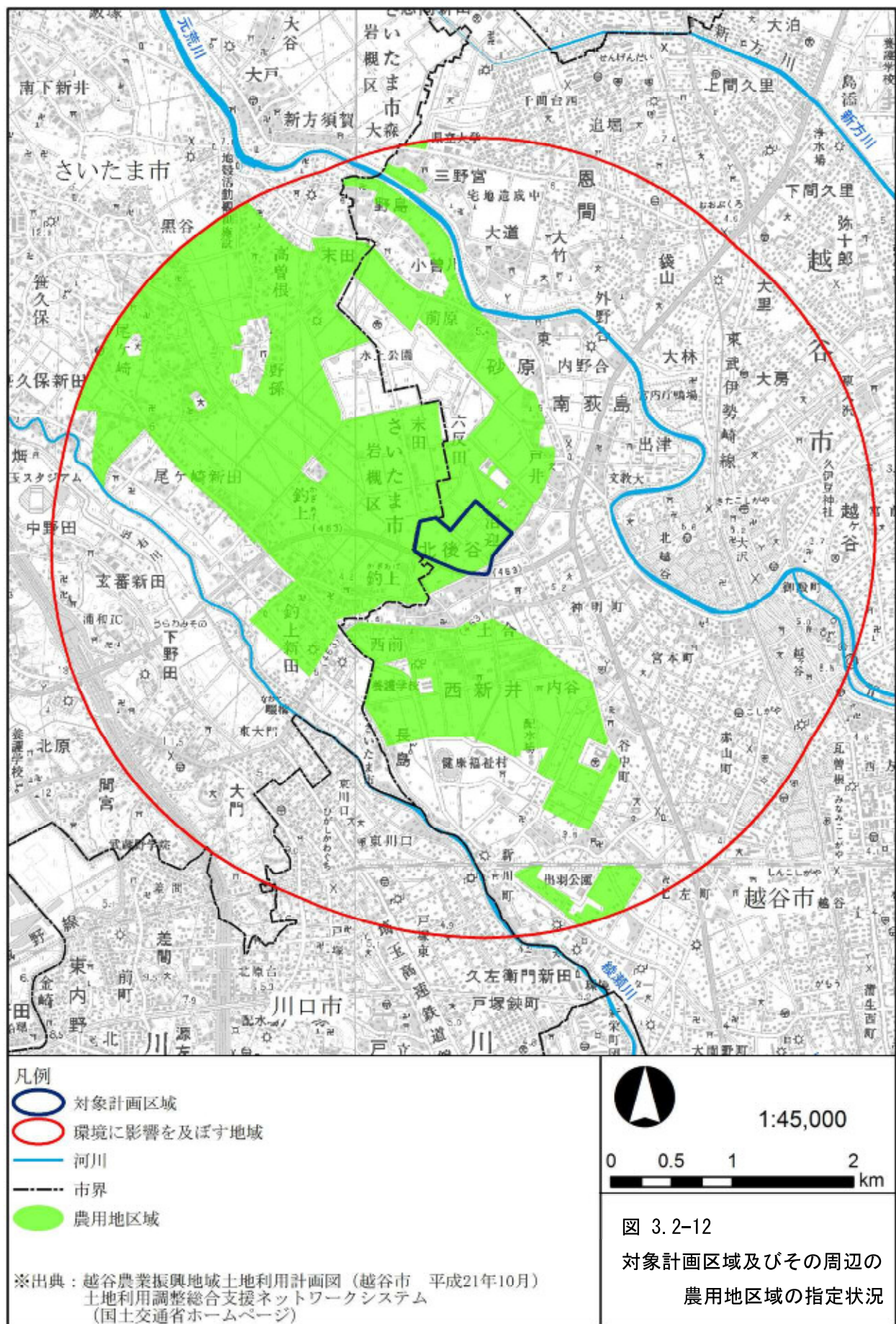
(4) 土地利用に係る指定等の状況

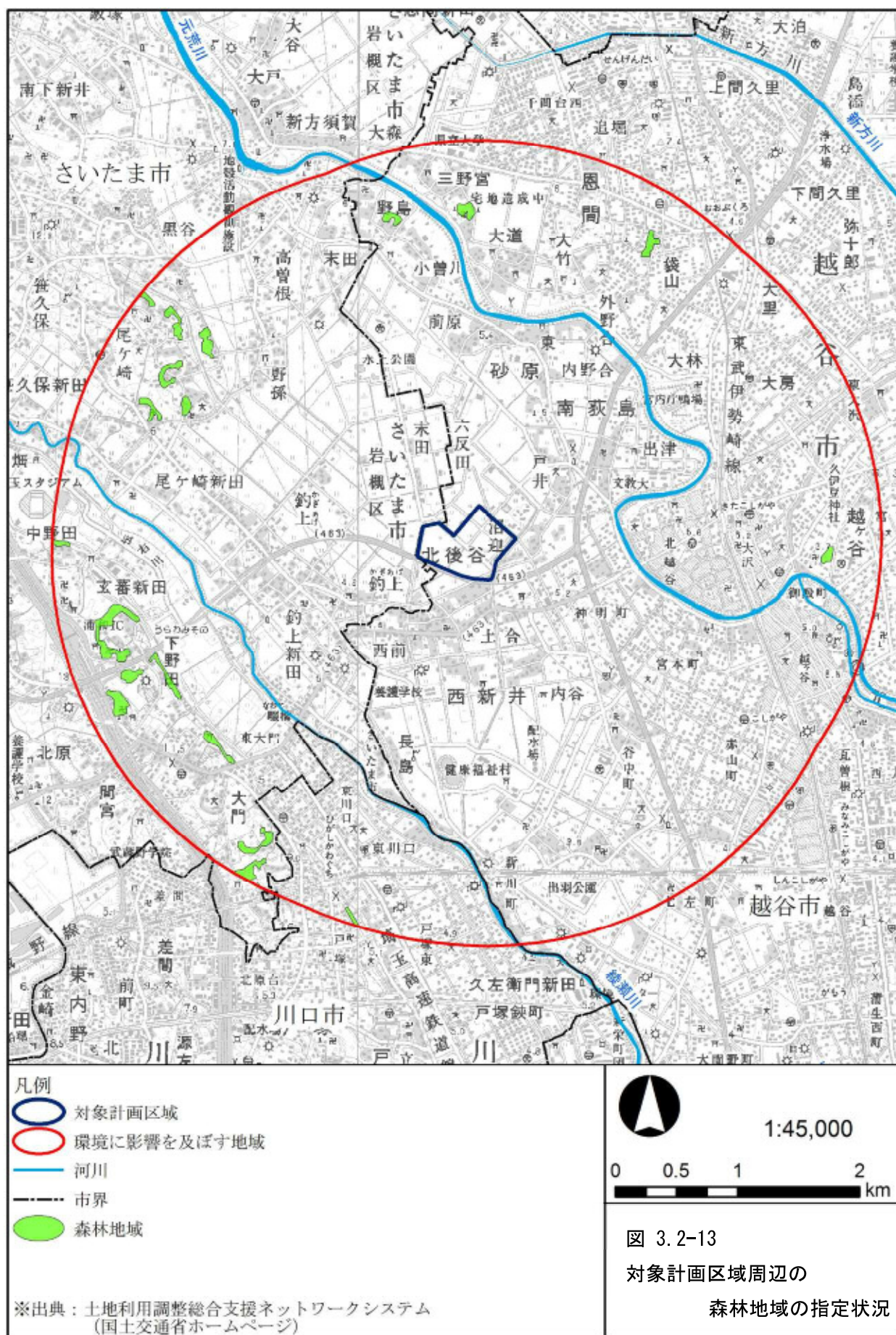
対象計画区域内は、市街化調整区域であり、農用地区域に指定されている。

対象計画区域周辺には市街化区域、農用地区域、森林地域の指定がある。

指定の状況を図 3.2-11～図 3.2-13 に示す。







(5) 公害防止に係る指定等の状況

対象計画区域及びその周辺における公害防止に係る指定、規制の状況は、表 3.2-8 に示すとおりである。

表 3.2-8 対象計画区域及び周辺における公害防止に係る法令等の指定状況

関係法令	法令等による指定地域等	対象計画区域の指定状況	関係市の指定状況
大気汚染防止法 県生活環境保全条例	硫黄酸化物に係る K 値規制地域	○	○
大気汚染防止法 県生活環境保全条例	光化学スモッグ注意報等発令地区	○	○
自動車 NO _x 、PM 法	対策地域	○	○
水質汚濁防止法 県生活環境保全条例	閉鎖水域・東京湾に係る総量規制の指定地域	○	○
騒音規制法 県生活環境保全条例	工場・事業場騒音と建設作業騒音の規制地域	○	○
県生活環境保全条例	資材置き場における作業騒音、深夜営業騒音と拡声器騒音についての規制地域	○	○
振動規制法 県生活環境保全条例	工場・事業場振動と建設作業振動の規制地域	○	○
悪臭防止法 県生活環境保全条例	規制地域	○	○

※出典：埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係（平成 29 年 4 月、埼玉県）
 埼玉県大気汚染緊急時対策要綱（オキシダント）（埼玉県）
 県条例及び自動車 NO_x・PM 法適用地域図（埼玉県）
 工場・事業場排水の総量規制（平成 29 年 8 月現在、埼玉県）
 工場・事業場等の騒音・振動規制について（埼玉県）
 悪臭防止法（物質濃度規制・臭気指数規制）について（埼玉県）

(6) 既に環境が著しく悪化し、またはそのおそれが高い地域等の状況

関係市において、環境基準が達成されていない環境要素としては、大気質における光化学オキシダントである。

その他、局所的に環境が著しく悪化している地域、またはそのおそれが高い地域は、関係市内に存在しない。

第4章 対象計画の原案

4.1 対象計画の原案設定の背景

4.1.1 対象計画地周辺に関する埼玉県の方針等

(1) 埼玉県5か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-(平成29年3月)

これから人口減少、異次元の高齢化など、今までに経験したことのない局面を迎えるにあたり、新たな社会状況に適応するモデルを自ら考え、未来を築いていく必要がある。本計画では「希望と安心」、「活躍と成長」、「うるおいと誇り」の埼玉を将来像とし、56の分野別施策が定められている。

分野別施策のうち、「新たな産業の育成と企業誘致の推進」では、首都圏に位置し充実した広域交通網を有する優位性を活かし、企業ニーズに応じたきめ細かい誘致活動と産業基盤整備により、企業立地を促進するとしている。「活力を生み出すまちづくり」では、企業誘致を進めるため、県内主要幹線道路周辺に田園環境と調和した産業基盤整備を進めることとしている。

(2) 第4次埼玉県国土利用計画(平成22年12月)

第4次埼玉県国土利用計画では、「県土は、現在及び将来における埼玉県民のための限られた財産であり、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤であるため、土地の利用は、公共の福祉を優先させ、県民の健康で文化的な生活環境の確保及び地域の特性に応じた発展を進めながら、本県が目指す将来像「ゆとりとチャンスの埼玉」を実現するため、総合的かつ計画的に行う」ととされている。

同計画では、産業集積に必要な基盤づくりとして、自然、歴史、文化、産業など様々な地域資源を生かして、活力ある地域づくりを進めるため、地域の特性に応じた産業基盤整備を推進するとされている。

(3) 埼玉県土地利用基本計画(平成 25 年 2 月)

埼玉県土地利用基本計画は、国土利用計画法第 9 条の規定に基づき、埼玉県の区域について、適正で合理的な土地利用を図るため、国土利用計画全国計画と埼玉県国土利用計画を基本として策定するものである。

県土の利用区分は、本県における自然的、経済的、社会的条件を考慮して定めた「埼玉県国土利用計画」の地域区分と同じであり、越谷市は県南地域に位置する。県南地域は、東京都心から概ね、10～30km 圏にあり、東京の影響を受けやすく、早くから都市化が進行した地域である。この地域では、都市機能が集積する一方で、貴重な緑地空間である農用地が多く残っている。

新たな工業用地などの需要に対しては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、乱開発の抑止に努める。

(4) 越谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成 29 年 6 月)

越谷都市計画区域は、2 市 1 町(越谷市、吉川市、松伏町)からなる広域都市計画区域として指定されている。

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針において、工業地は、工業生産活動・流通業務機能の利便を増進するため、周辺環境への影響や公害の発生の防止等に配慮するとともに、高速道路網や広域幹線道路等の都市施設の整備状況、周辺の土地利用を勘案して配置するとしている。

また、秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針において、市町村の建設に関する基本構想等に基づき、計画的な市街地整備を行う場合は、人口及び産業の見通し等を勘案し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、整備の実施が確実にになった段階で、必要な規模を限度として市街化区域に編入するとしている。

さらに、市街化調整区域内の既存集落や既に都市的土地利用が図られている地区、無秩序な開発により不良な街区の環境が形成されるおそれがある地区、都市機能の維持又は増進に著しく寄与する事業が行われる地区においては、居住環境等の維持、改善などを図るため、必要に応じて、地区計画制度の活用にも努めるとしている。

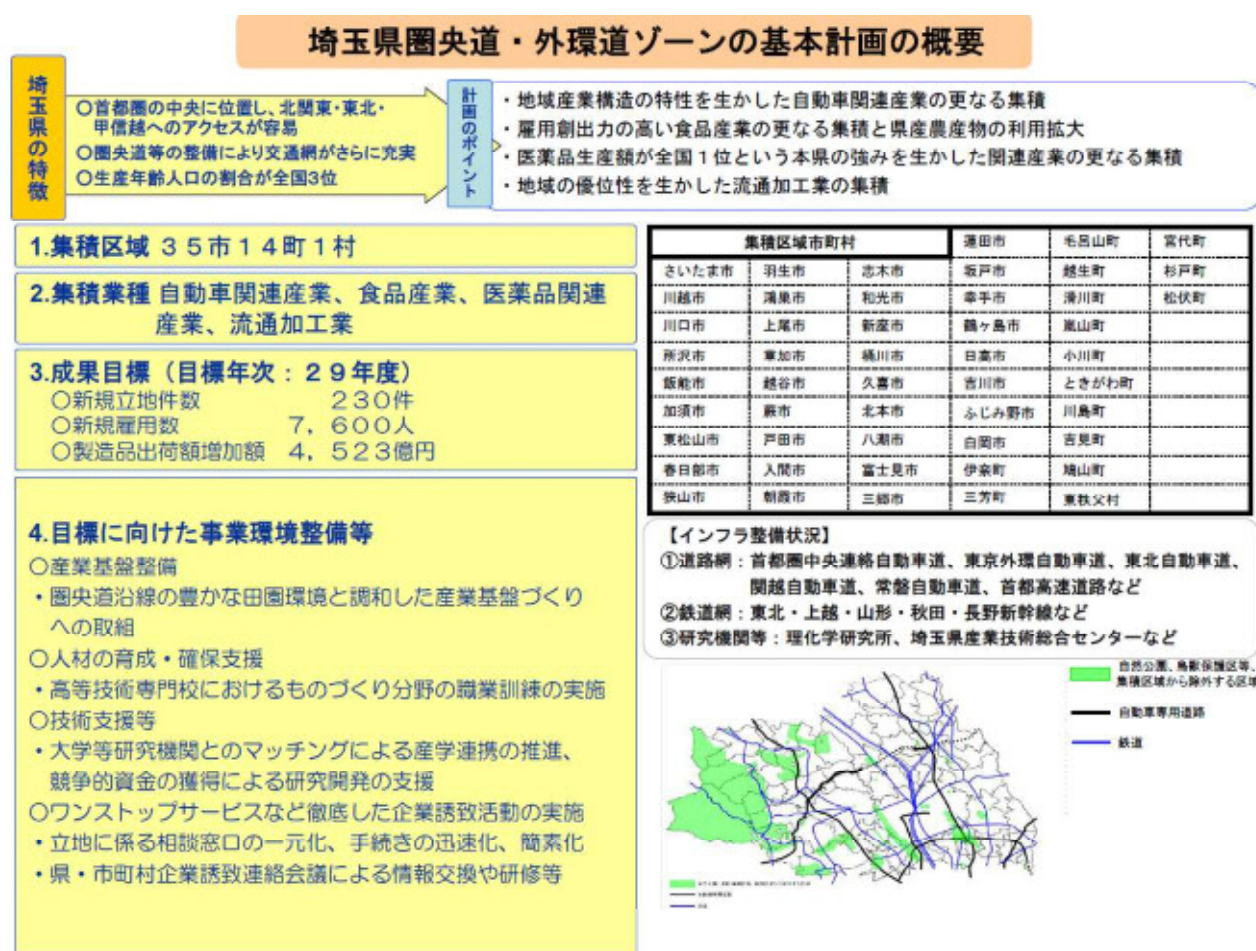
(5) 埼玉県圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画(平成 25 年 4 月)

埼玉県では、県域を 2 地域に区分し、それぞれ企業立地促進法に基づき「圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画」と「県北ゾーン地域産業活性化基本計画」を市町村と共同で作成し、主務 5 省の同意を得て策定している。

越谷市は、このうち 35 市 14 町 1 村を対象とする「圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画」の対象区域に含まれている。

この区域では、圏央道や外環道を中心として充実した道路網・鉄道網による優れた交通利便性を活かし、自動車関連産業、食品産業、医薬品関連産業、流通加工業を対象とした、産業集積の促進と活性化を目指している。

なお、本計画の目標年次は平成 29 年度であるが、平成 29 年 7 月の企業立地促進法改正に伴って地域未来投資促進法が施行されたことから、埼玉県では、同法に基づく新たな基本計画の策定手続きを進めているところである。



※出典：埼玉県圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画(概要版)(埼玉県ホームページ)

図 4.1-1 埼玉県圏央道・外環道ゾーンの基本計画の概要

4.1.2 越谷市の対象計画に対する対象計画区域の位置づけ

(1) 第4次越谷市総合振興計画基本構想（平成22年12月）、第4次越谷市総合振興計画後期基本計画（平成28年2月）

第4次越谷市総合振興計画基本構想は、越谷市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるためのすべての基本となる市の最上位計画である。時代の潮流を的確に捉え、将来にわたり、市民が安心して、いきいきと生活ができ、住みやすく、住み続けたいと実感できるまちづくりを目指し、その実現に向け、策定されたものであり、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としている。

本基本構想においては、土地利用構想として「工業・流通業務地」を位置づけ、交通利便性等を活かしながら、周辺環境に配慮した土地利用の形成を図り、工場等の操業環境と住環境が混在する地域内における住工共存型の土地利用への誘導とともに、工場や倉庫等の一定集積が見られる地区や一定規模以上の主要幹線道路沿線地域を候補として、新たな土地利用を検討し、都市の活力向上に資する土地利用の実現に努めるとされている。

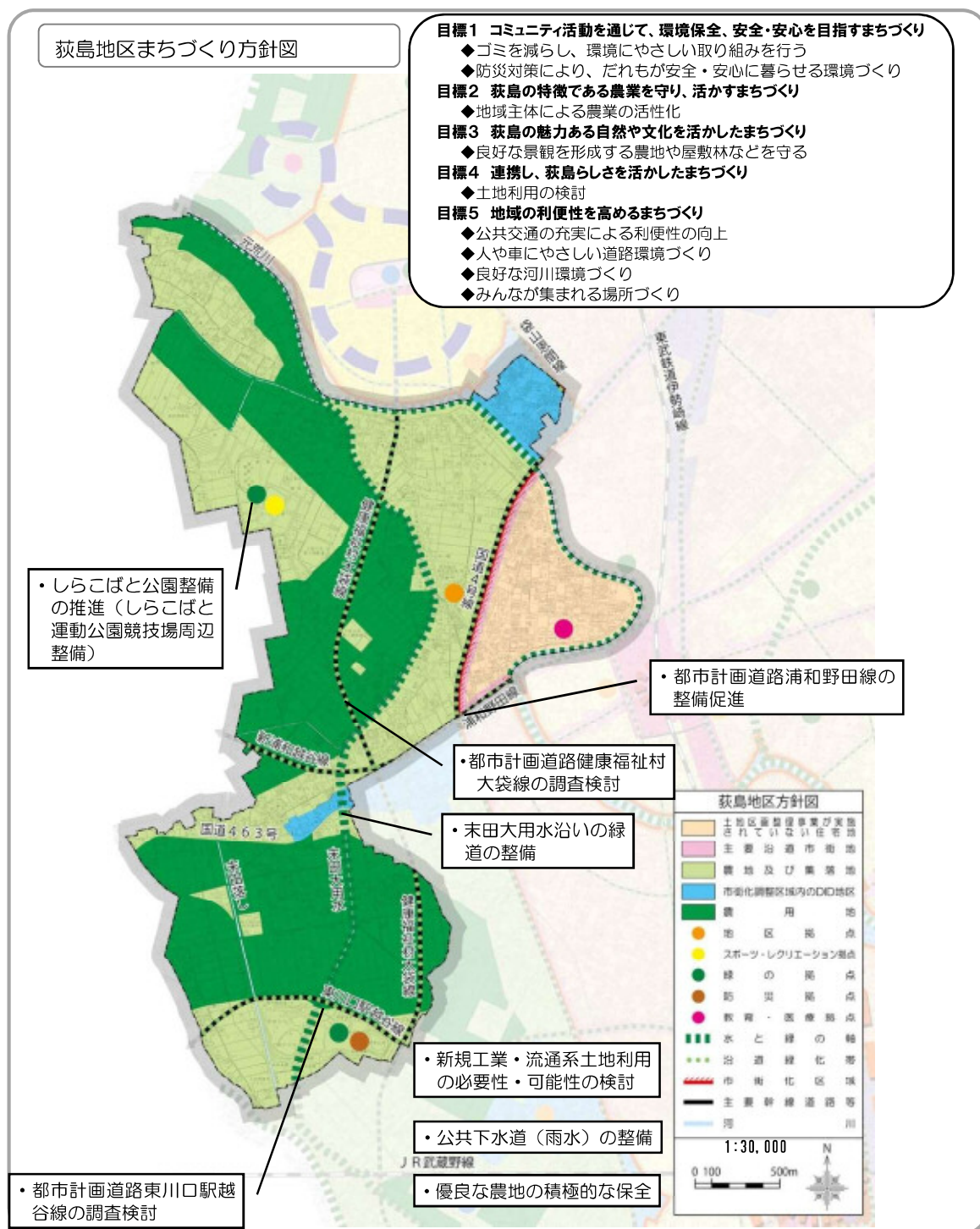
対象計画区域は、国道463号バイパス沿道の荻島地域に位置しており、地区の将来像として、利便性が高く、安心して住める緑豊かな活力ある地域づくりを目指すこととしている。

また、第4次越谷市総合振興計画後期基本計画では、重点戦略の一つとして、「こしがや魅力発信プロジェクト」を位置づけ、農業・工業・商業などの産業活性化や雇用創出、新たな観光のコンテンツを活かして交流人口の増加を目指すこととし、そのための重点戦略事業として「流通・工業系土地利用事業」を掲げている。

(2) 越谷市都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月）

越谷市都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、第 4 次越谷市総合振興計画及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である。

対象計画区域が位置する荻島地域は、将来像を「利便性が高く、安心して住める緑豊かな活力のある地域づくり」と定めており、主な施策として「新規工業・流通系土地利用の必要性・可能性の検討」を位置付けている。



※出典：越谷市都市計画マスタープラン

図 4.1-2 荻島地区まちづくり方針図

(3) 越谷市産業振興ビジョン（平成 22 年 3 月）

本ビジョンは、地場産業や中小企業の育成など、これまで事業者主体であった産業振興施策への反省から、今後の社会情勢下での市内産業のあるべき姿を明確にし、事業者、産業関連団体、市民、行政が一体となって、越谷市の産業を発展させていくための環境づくりを目的としている。

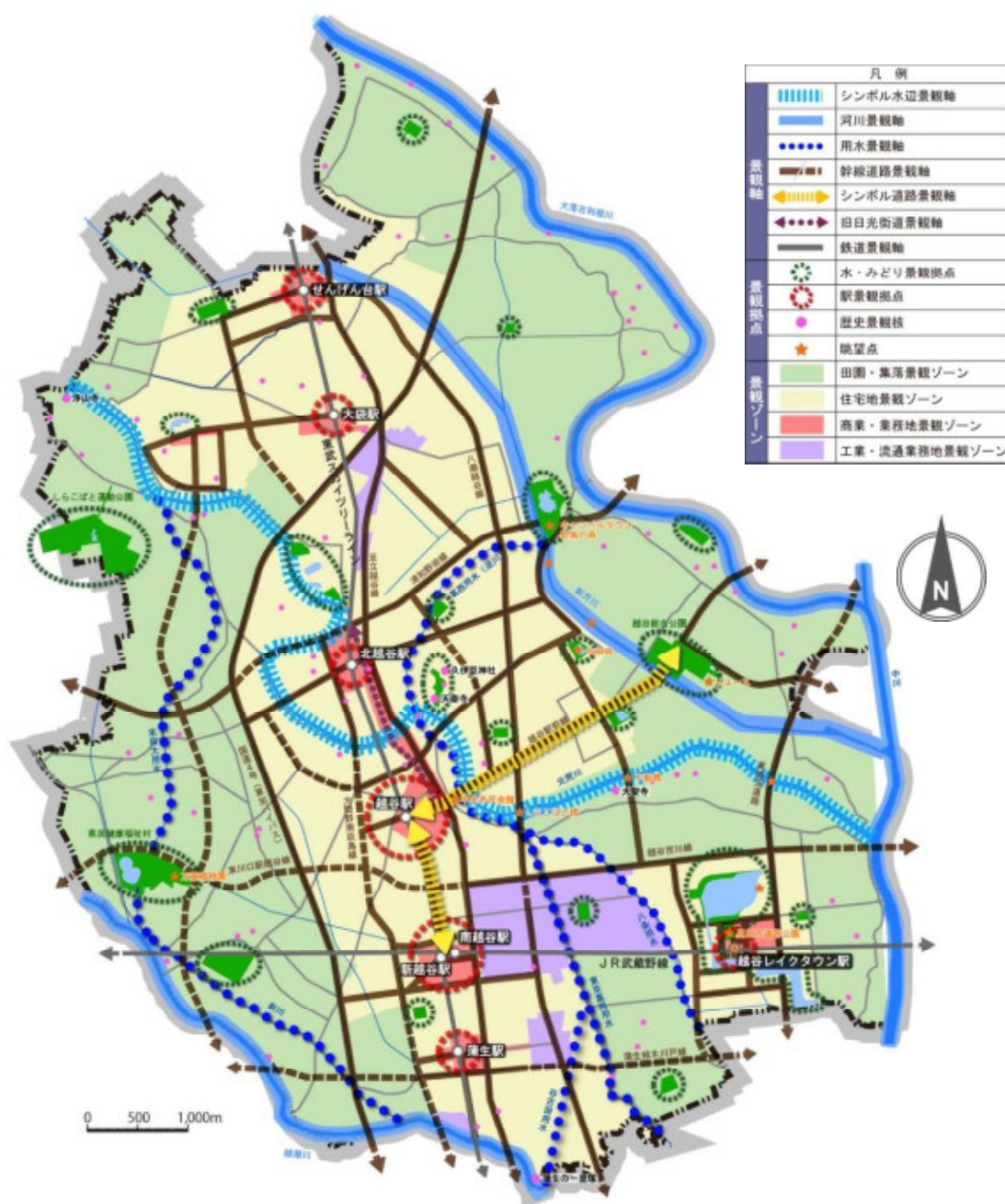
工業分野においては、事業所数では増減を繰り返しつつ緩やかな減少傾向にあり、大部分が小規模な事業者となっているのが現状である。近年では、住工混在などをはじめとする操業環境に不安を抱えている事業者が増加しており、意欲のある事業者が、長期的な展望の下で、事業規模の拡大や安心して操業することができるような工業用地の形成が求められている。

このようなことから、既存工業団地の拡充や市街地周辺でのコンパクトな操業空間の確保とともに、長期的には一定規模以上の主要幹線道路沿線を候補地として付加価値の高い工業用地の形成に取り組むこととしている。

(4) 越谷市景観計画（平成 25 年 3 月）

越谷市景観計画は、景観法第 8 条に基づき景観行政団体である越谷市が策定した良好な景観の形成に関する計画である。本計画では、越谷らしい良好な景観形成に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するとともに、「新しい魅力と歴史ある水郷こしがやの景観づくり」を目標として、市民や事業者などの主体が、連携・協働して良好な景観の形成に取り組むための方針・基準を定めたものである。

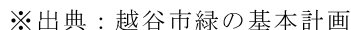
対象計画区域については、河川や用水路が流れ、河川沿いの緑や田園風景、屋敷林など、水と緑に恵まれた豊かな自然環境に囲まれており、景観形成方針においては、幹線道路景観軸や用水景観軸が近接するとともに、田園・集落景観ゾーンに位置している。



※出典：越谷市景観計画

図 4.1-3 景観形成方針図

また、当該事業が関連する施策として、工場・事業所の緑化推進が掲げており、大規模工場や産業団地の新設等の際には、周辺の環境保全に配慮し、外周部の緑化を推進することとしている。



4-8

(6) 越谷市環境管理計画（平成 28 年 3 月）

越谷市環境管理計画では、地域コミュニティや市民活動団体、事業者等との協働により「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を組み合わせた総合的な「持続可能な社会」をつくるために、「未来へつなげよう、地球と人にやさしいまちこしがや」を望ましい環境像として設定するとともに、この環境像を実現するための 5 つの基本目標を掲げている。

（基本目標 1）安全で安心して暮らせる生活環境を守るまち

（基本目標 2）資源やエネルギーを大切にし、エコな暮らしを実現するまち

（基本目標 3）多様で豊かな自然の恵みを次世代へつなげるまち

（基本目標 4）潤いと安らぎがある、住み続けたいまち

（基本目標 5）市民みんなの協働で、だれもが環境保全に参加するまち

また、第 5 章の開発事業別環境配慮指針では、自然環境の保全や快適な環境の創造などに関して事前に配慮すべき事項を指針として示し、適切な環境配慮を事業計画の中に取り入れることを事業者に対して求めることにより、環境への影響を可能な限り低減していく仕組みづくりを進めている。

具体的には、工場の新設等に関しては、公害に対する配慮のほか、周辺の自然環境、文化歴史環境、快適環境などの地域特性を踏まえた配慮や廃棄物、省資源等に対して配慮することとしている。

また、流通関連施設の設置等に関しては、文化財やみどり、景観、雨水流出、土地利用の形態など周辺地域の文化歴史環境や快適環境への配慮に加えて、設置後の交通利用、大気汚染、水質汚濁、騒音、廃棄物などに対する配慮も重要とされている。

さらに、工業団地の設置に関しては、自然環境や文化歴史環境、雨水流出、土地利用の形態、地盤沈下、みどり、景観、交通利用などの周辺地域の快適環境に対する配慮のほか、設置後における汚染物質の排出や公害に対する配慮も重要としている。



※出典：越谷市環境管理計画

図 4.1-5 越谷市環境管理計画の方針

4.2 対象計画の原案設定の経緯

対象計画等の基本的枠組及び土地利用計画は、「第4次越谷市総合振興計画」及び「越谷市都市計画マスタープラン」等に沿ったものである。

4.3 対象計画の原案の内容

埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱に定めている「複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）」に関する複数原案策定の基本的事項のうち、「計画等の基本的枠組」については、地区まちづくり会議やパブリックコメント等を踏まえて策定された、第4次越谷市総合振興計画や越谷市都市計画マスタープラン等をもとに、流通・工業系地域として、周辺農業や美しい田園景観に配慮した良好な環境を整備することとした。

「土地利用計画」については、第4次越谷市総合振興計画や越谷市都市計画マスタープラン等に示された土地利用構想に合致した区域の中で、交通の利便性や事業化の可能性を鑑みることにより、流通・工業系用途への転換を予定している。なお、交通については、国道463号バイパスなどの既存の交通施設と都市計画道路健康福祉村大袋線との交通導線を確保することとした。

表 4.3-1 計画原案の策定方針

項目	内容
すべての原案に 共通する基本方針	①国道4号、国道463号バイパス及び東北自動車道へのアクセスの利便性や、都市計画道路健康福祉村大袋線の開通を想定し、幹線道路の結節点機能を活かした魅力ある産業集積地の形成を図るための土地利用計画とする。 ②越谷市の土地利用構想において、流通・工業系土地利用として事業化の可能性の高い区域設定とする
複数案の策定方針	対象計画区域周辺の環境への影響を配慮しながら、経済的効果及び社会的な影響を考慮し、3案を立案した。

表 4.3-2(1) 計画原案の策定方針 各原案の考え方

A 案（約 28ha）

主要幹線道路沿線地域として、新たな流通・工業系土地利用を図る有力な候補地である。
 国道 463 号バイパスに接し、東北自動車道浦和 IC から約 3km 圏内で、国道 4 号バイパスや東京外かく環状道路への交通アクセスにも優れる立地に配置した。

また、国道と交差する都市計画道路健康福祉村大袋線も計画されており、幹線道路の結節点機能を活かした魅力ある産業集積地の形成を図ることのできる区域の案である。

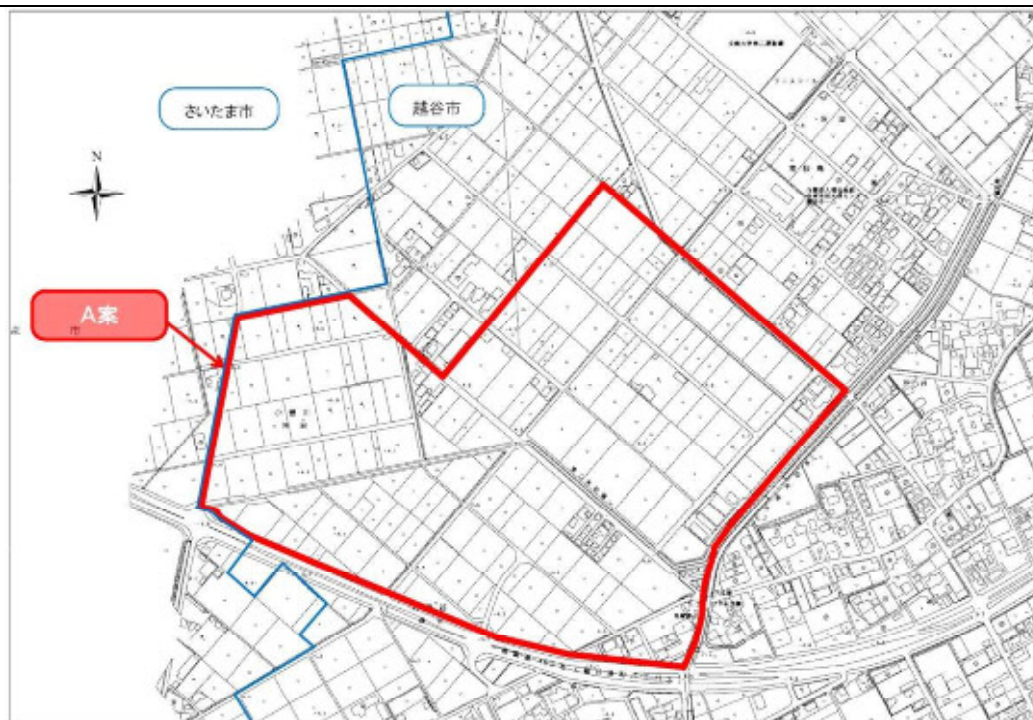


表 4.3-2(2) 計画原案の策定方針 各原案の考え方

B 案（約 24ha）

A 案を踏まえつつ、一定集積のある既存の住宅の生活環境や事業者の操業環境への影響を可能な限り抑え、現状を維持しながら、経済的効果を高められるよう配置した区域の案である。

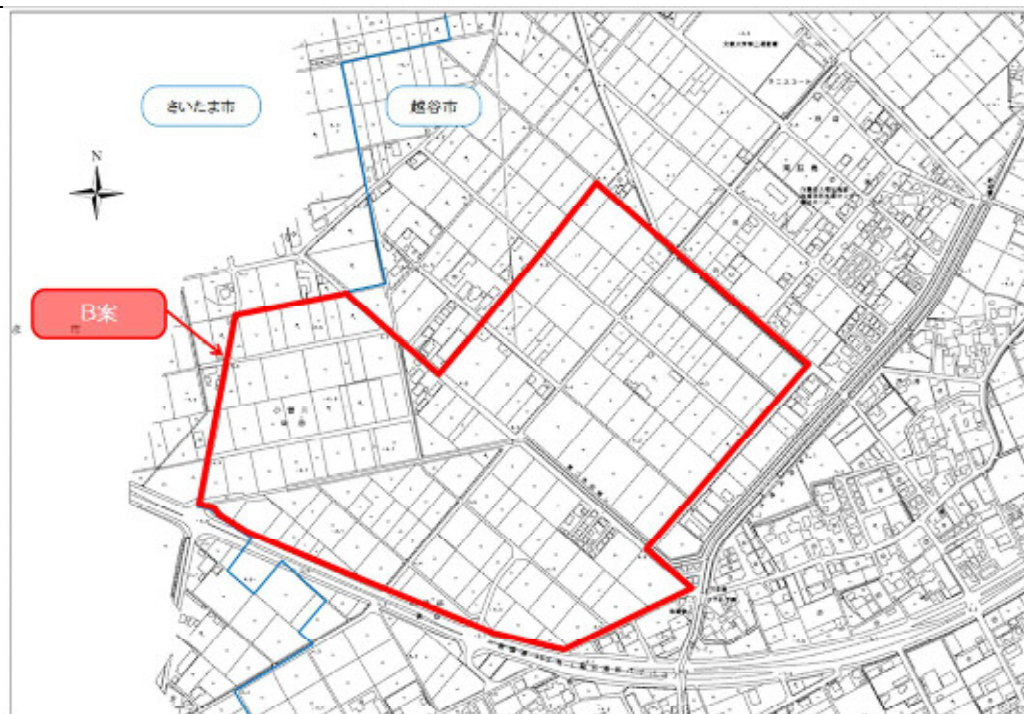


表 4. 3-2 (3) 計画原案の策定方針 各原案の考え方

C 案（約 20ha）

A 案及び B 案を踏まえつつ、平成 26 年度に完了したさいたま市内の農業用水路改修に関する農業投資事業の実績を考慮し、当該事業の受益地である区域西側の農地における営農の継続を確保しながら、経済的効果を高められるよう配置した区域の案である。



第5章 関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法

5.1 関連する社会経済面の推計の項目の選定

「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針別表 3」にあげられた「社会経済面の調査、推計に係る社会経済要素の範囲」のうち、本事業により影響・効果が発生すると考えられる項目は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 関連する社会経済面の推計項目

社会経済要素	推計項目
事業に係る費用等	・概算事業費 ・事業期間 ・事業採算性
事業の経済的効果	・工事、建設に伴う雇用促進の便益 ・新たな産業立地に伴う雇用促進の便益 ・宅地利用価値の増大（地価の比較） ・固定資産税等の税収便益 ・農業粗生産額の変化
事業の社会的な影響	・地域交通の改善 ・住民の移転

※出典：「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針別表 3」

5.2 関連する社会経済面の調査、推計の手法

関連する社会経済面の調査、推計の手法については表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1 関連する社会経済面の推計手法

社会経済要素	推計項目	調査・推計の手法
事業にかかる費用等	概算事業費	土地利用計画に基づいて、類似事例等に基づく原単位を利用して、算定する。
	事業期間	工事・建設の規模に基づいて、類似事例等に基づき算定する。
	事業採算性	近傍事例から販売価格を設定し、事業採算性＝販売価格×販売面積－概算事業費、として算定する。
事業の経済的効果	工事、建設に伴う雇用促進の便益	工事・建設に係る期間、規模等に基づいて、類似事例等に基づく原単位を利用して、算定する。
	新たな産業立地に伴う雇用促進の便益	土地利用計画に基づいて、類似事例等に基づく原単位を利用して、算定する。
	宅地利用価値の増大（地価の比較）	越谷市の類似事例に基づいて、事業を実施した場合の地価と、実施しない（現況の）地価との比較を行い、対象計画区域面積全体についての効果を算定する。
	固定資産税等の税収便益	越谷市の類似事例に基づいて、宅地面積、建築面積に基づき、事業効果を算定する。
	農業粗生産額の変化	越谷市の単位面積当たりの農業粗生産額に基づき、事業を実施した場合の農業粗生産額の変化を算定する。
事業の社会的な影響	地域交通の改善	土地利用計画に基づき、自動車類の発生集中交通量を推計し、算定する。
	住民の移転	土地利用計画に基づき、類似事例から事業に伴う雇用により市外からどの程度の住民が移転してくるかを算定する。

第6章 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法

6.1 戦略的環境影響評価の対象とする項目の選定

戦略的環境影響評価の対象とする項目は、図 6.1-1 に示す手順に従って選定した。

埼玉県戦略的環境影響評価技術指針及び埼玉県環境影響評価技術指針の影響要因と環境項目から表 6.1-1 及び表 6.1-2 の A 列に示す項目等を選定した。

次に、地域特性と対象計画の特性に基づき、表 6.1-1 及び表 6.1-2 の B 列に示すとおり絞込みを行った。

最後に戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目を表 6.1-1 及び表 6.1-2 の C 列に示すとおり選定した。

1 環境影響要因の把握

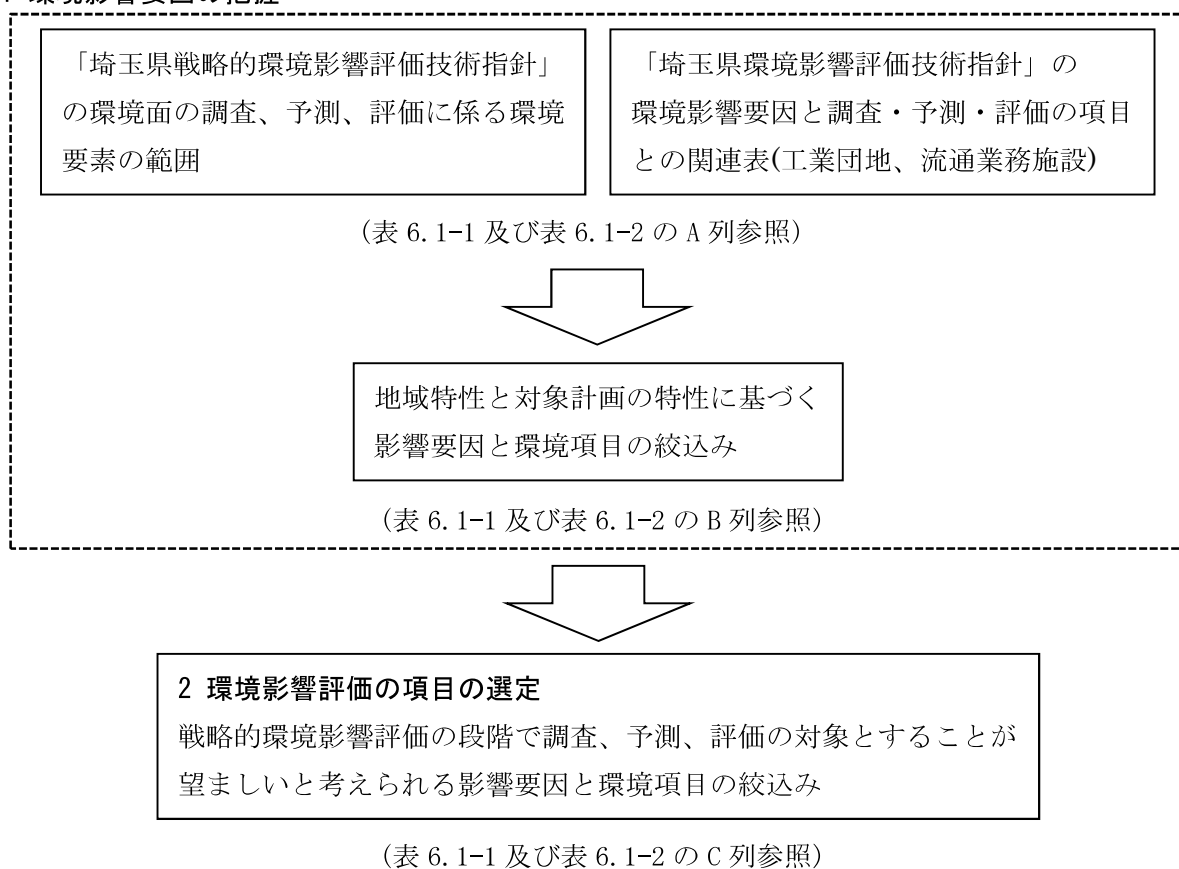


図 6.1-1 影響要因と環境項目の絞込み手順

表 6.1-1(1) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(工事中)

A 列		B 列	C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因	影響が想定される環境項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B列の除外項目
工事中	建設機械の稼働	大気質	●二酸化窒素又は窒素酸化物 ●粉じん ×対象計画区域に近接して住居等が立地しているため、建設機械の稼働による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		騒音・低周波音	●騒音 ×対象計画区域に近接して住居等が立地しているため、建設機械の稼働による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		振動	●振動 ×対象計画区域に近接して住居等が立地しているため、建設機械の稼働による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		動物	●保全すべき種 ×対象計画区域は主に農地として利用されてきた土地であり、その地域特性に依存した保全すべき種が生息する可能性があるが、対象計画の工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。 なお、保全すべき種の生息の有無等の現状は、事業実施段階で調査の実施を検討する。
		生態系	●地域を特徴づける生態系 ×対象計画区域は主に農地として利用されてきた土地であり、建設機械の稼働により、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があるが、対象計画の工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。 なお、地域を特徴づける生態系の現状は、事業実施段階で調査の実施を検討する。

表 6.1-1(2) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(工事中)

A 列		B 列	C 列	
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞り込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目	
環境影響要因	影響が想定される環境項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B 列の除外項目	
工事中	建設機械の稼働	自然とのふれあいの場	×自然とのふれあいの場 対象計画区域周辺には、しらこぼと運動公園、県営しらこぼと水上公園及び県民健康福祉村があるが、距離が離れていることから、建設機械の稼働による影響は軽微であると考えられる。	－
		温室効果ガス等	●温室効果ガス	×建設機械の稼働により温室効果ガスが発生するが、対象計画の工事内容、建設機械の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		放射線の量	×放射線の量 建設機械の稼働により、放射性物質が相当程度拡散、流出するおそれはないと考えられる。	－
	資材運搬等の車両の走行	大気質	●二酸化窒素又は窒素酸化物 ●粉じん	×資材運搬等の車両の走行ルート沿道には住居等が立地し、車両の走行による影響が考えられるが、対象計画の工事内容、資材運搬等の車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		騒音・低周波音	●騒音	×資材運搬等の車両の走行ルート沿道には住居等が立地し、車両の走行による影響が考えられるが、対象計画の工事内容、資材運搬等の車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		振動	●振動	×資材運搬等の車両の走行ルート沿道には住居等が立地し、車両の走行による影響が考えられるが、対象計画の工事内容、資材運搬等の車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。

表 6.1-1(3) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(工事中)

A 列		B 列	C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞り込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因	影響が想定される環境項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B列の除外項目
工事中	資材運搬等の車両の走行	動物	●保全すべき種 ×対象計画区域は主に農地として利用されてきた土地であり、その地域特性に依存した保全すべき種が生息する可能性があるが、対象計画の工事内容、資材運搬等の車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。 なお、保全すべき種の生息の有無等の現状は、事業実施段階で調査の実施を検討する。
		生態系	●地域を特徴づける生態系 ×対象計画区域は主に農地として利用されてきた土地であり、この地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があるが、対象計画の工事内容、資材運搬等の車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。 なお、地域を特徴づける生態系の現状は、事業実施段階で調査の実施を検討する。
		自然とのふれあいの場	×自然とのふれあいの場 対象計画区域周辺には、しらこぼと運動公園、県営しらこぼと水上公園及び県民健康福祉村があるが、距離が離れていることから、資材運搬等の車両の走行による影響は軽微であると考えられる。
		温室効果ガス等	●温室効果ガス ×資材運搬等の車両の走行により温室効果ガスが発生するが、対象計画の工事内容、建設機械の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		放射線の量	×放射線の量 資材運搬等の車両の走行により、放射性物質が相当程度拡散、流出するおそれはないと考えられる。

表 6.1-1(4) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(工事中)

A 列		B 列	C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞り込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因	影響が想定される環境項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B 列の除外項目
工事中	造成等の工事	大気質	●粉じん ×対象計画区域に近接して住居等が立地しているため、造成等の工事による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の内容・規模、工事内容等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		水質	●浮遊物質量 ×対象計画区域内外には農業用水路等が整備されているため、造成等の工事による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の内容・規模、工事内容等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		地象	×土地の安定性 造成等の工事にあたっては、土地の安定性を図るために、調査・設計段階で技術的な検討を行い、必要に応じて技術的対策を講じることになるため、工事による影響は軽微であると考えられる。 －
		動物	●保全すべき種 ●造成に伴う土地利用の改変により、保全すべき種の生息環境の悪化、変化、消失が懸念される。
		植物	●保全すべき種、植生及び保全すべき群落 ●造成に伴う土地利用の改変により、保全すべき種、植生及び保全すべき群落の生育環境の悪化、変化、消失が懸念される。
		生態系	●地域を特徴づける生態系 ●造成に伴う土地利用の改変により、地域を特徴づける生態系の悪化、変化、消失が懸念される。
		自然とのふれあいの場	×自然とのふれあいの場 対象計画区域周辺には、しらこぼと運動公園、県営しらこぼと水上公園及び県民健康福祉村があるが、距離が離れていることから、造成等の工事による影響は軽微であると考えられる。 －

表 6. 1-1 (5) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(工事中)

A 列		B 列	C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞り込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因	影響が想定される環境項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B 列の除外項目
工事中	造成等の工事	廃棄物等	×造成等の工事により廃棄物、残土が発生するが、対象計画の内容・規模、工事内容等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		温室効果ガス等	×造成等の工事により温室効果ガスが発生するが、対象計画の工事内容、建設機械の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		放射線の量	×放射線の量 造成等の工事により、放射性物質が相当程度拡散、流出するおそれはないと考えられる。 －

表 6.1-2(1) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(存在、供用)

A 列		B 列	C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因	影響が想定される環境項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B 列の除外項目
存在・供用時	造成地・施設の存在	水象	●造成地・施設の配置により、土地利用が変化し、河川への流入水量が変化するなど、地域の水象が変化する可能性があると考ええる。
		地盤	－ ×地盤沈下 造成等の工事にあたっては、調査・設計段階で技術的な検討を行い、必要に応じて技術的対策を講じることになるため、造成地の存在による影響は軽微であると考えられる。
		地象	－ ×土地の安定性、地形及び地質、表土の状況及び生産性 造成等の工事にあたっては、調査・設計段階で技術的な検討を行い、必要に応じて技術的対策を講じることになるため、造成地の存在による影響は軽微であると考えられる。
		動物	●造成に伴う土地の改変により、保全すべき種の生息環境の変化、消失が懸念される。
		植物	●造成に伴う土地の改変により、保全すべき種、植生及び保全すべき群落の生育環境の変化、消失が懸念される。
		生態系	●造成に伴う土地の改変により、地域を特徴づける生態系の変化、消失が懸念される。
		景観	－ ×景観資源 対象計画区域内には、保全対象となる景観資源は存在しない。
		●眺望景観	×施設の配置計画等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
	自然とのふれあいの場	×自然とのふれあいの場 対象計画区域周辺には、しらこぼと運動公園、県営しらこぼと水上公園及び県民健康福祉村があるが、距離が離れていることから、造成地の存在による影響は軽微であると考えられる。	－

表 6.1-2(2) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(存在、供用)

A 列		B 列	C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因		●：選定する項目 ×：選定しない項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B列の除外項目
存在・供用時	造成地・施設の存在	史跡・文化財	×指定文化財、埋蔵文化財対象計画区域には指定文化財、埋蔵文化財は存在しない。
		日照障害	●日影の状況
		電波障害	●電波受信状況
	施設の稼働	大気質	●二酸化窒素又は窒素酸化物、二酸化硫黄又は硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、大気質に係る有害物質等
		騒音・低周波音	●騒音、低周波音
		振動	●振動
		悪臭	●臭気指数又は臭気の濃度
		水質	●生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素及びリン、健康項目等、底質に係る有害物質等、地下水の水質に係る有害項目
		土壌	●土壌に係る有害項目
			×施設の規模・配置計画等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
			×施設の規模・配置計画等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
			×対象計画区域に近接して住居等が立地し、施設の稼働による対象区域外への影響が考えられるが、施設の規模・配置計画等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
			×対象計画区域に近接して住居等が立地し、施設の稼働による対象区域外への影響が考えられるが、施設の規模・配置計画等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。

表 6.1-2(3) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(存在、供用)

A 列		B 列	C 列	
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞り込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目	
環境影響要因		●：選定する項目 ×：選定しない項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B 列の除外項目	
存在・供用時	施設の稼働	自然とのふれあいの場	×自然とのふれあいの場 対象計画区域周辺には、しらこぼと運動公園、県営しらこぼと水上公園及び県民健康福祉村があるが、距離が離れていることから、施設の稼働による影響は軽微であると考えられる。	－
		廃棄物等	●廃棄物、雨水及び処理水	×施設の稼働による廃棄物等が発生し、対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の内容及び規模等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		温室効果ガス等	●温室効果ガス	●施設(想定)の稼働により、現況と比較して温室効果ガス排出量が増加する。
			×オゾン層破壊物質	×業種によっては施設の稼働によってオゾン層破壊物質が発生し、対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の内容及び規模等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
	自動車交通の発生	大気質	●二酸化窒素又は窒素酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素	●供用時の自動車交通の発生により、現況と比較して大気質への影響が付加される。
		騒音・低周波音	●騒音	●供用時の自動車交通の発生により、現況と比較して騒音の影響が付加される。
		振動	●振動	●供用時の自動車交通の発生により、現況と比較して振動の影響が付加される。
		温室効果ガス等	●温室効果ガス	●供用時の自動車交通の発生により、現況と比較して温室効果ガス排出量が増加する。

表 6.1-1 及び表 6.1-2 において、戦略的環境影響評価の段階で対象とすることが望ましい影響要因と環境項目を表 6.1-3 に整理した。

また、選定理由等は表 6.1-4 に示すとおりである。

表 6.1-3 環境項目の選定の考え方と該当する環境要因と環境項目

考え方	該当する影響要因と環境項目
本事業計画案の検討によって、環境への影響に有意な差が生じると考えられる項目	【工事中】 ・保全すべき動物種、保全すべき植物種、植生、保全すべき群落及び地域を特徴づける生態系への影響 【存在・供用】 ・造成地及び施設の存在による水象への影響 ・造成地及び施設の存在による保全すべき動物種、保全すべき植物種、植生、保全すべき群落及び地域を特徴づける生態系への影響 ・施設の稼働による大気質への影響 ・自動車交通の発生による大気質、騒音、振動への影響 ・施設の稼働、自動車交通の発生による温室効果ガス発生量

表 6.1-4 戦略的環境影響評価の項目の選定理由

環境項目		選定理由
地球環境	温室効果ガス	・施設の稼働により、対象計画区域から現況よりも温室効果ガス発生量が増加するため。 ・自動車交通の発生により、現況よりも自動車の走行による温室効果ガス発生量が増加するため。
水環境	水象	・造成地及び施設の存在により、地下浸透などの水循環に影響を与える可能性があるため。
大気環境	大気質	・施設の稼働により、大気質への影響が想定されるため。 ・自動車交通の発生により、大気質への影響が想定されるため。
	騒音	・自動車交通の発生により、騒音の影響が想定されるため。
	振動	・自動車交通の発生により、振動の影響が想定されるため。
自然環境	動物	・土地の造成工事により、保全すべき動物に影響を与える可能性があるため。 ・造成地及び施設の存在に伴い、保全すべき動物に影響を与える可能性があるため。
	植物	・土地の造成工事により、保全すべき植物、植生及び保全すべき群落に影響を与える可能性があるため。 ・造成地及び施設の存在に伴い、保全すべき植物、植生及び保全すべき群落に影響を与える可能性があるため。
	生態系	・土地の造成工事により、地域を特徴づける生態系に影響を与える可能性があるため。 ・造成地及び施設の存在に伴い、地域を特徴づける生態系に影響を与える可能性があるため。

6.2 調査、予測、評価の手法

6.2.1 調査、予測の手法

戦略的環境影響評価の段階で選定した環境面の項目の調査、予測の手法は、表 6.2-1 に示すとおりである。

調査は、原則として既存資料に基づくものとし、必要に応じて現地踏査やヒアリングで補足することとする。

表 6.2-1 (1) 環境面の選定項目の調査及び予測の手法

環境項目		影響要因	調査の手法	予測手法
地球環境	温室効果ガス	施設の稼働 自動車交通の発生	①調査事項 ・施設用途 ・施設稼働時の排出原単位等 ・自動車交通の発生量 ②調査の範囲 ・対象計画区域 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理	施設の稼働により発生する二酸化炭素の量について、原単位等を用いて推計する。
		造成地・施設が存在	①調査事項 ・造成、施設整備による浸透面の変化 ②調査の範囲 ・対象計画区域 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理	現況と造成地・施設の存在後の浸透面積及び浸透係数を比較することにより、水循環への影響の程度を推計する。
大気環境	大気質	施設の稼働	①調査事項 ・施設稼働時の排出原単位等 ・施設の燃料使用量 ②調査の範囲 ・対象計画区域 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理	施設の稼働により発生する大気汚染物質濃度の変化の程度について、原単位等を用いて推計する。
		自動車交通の発生	①調査事項 ・自動車交通の発生量 ・自動車の排出原単位等 ・周辺道路の状況等 ②調査の範囲 ・対象計画区域 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理	自動車交通により発生する大気汚染物質の濃度の変化の程度について、原単位等を用いて推計する。
	騒音・振動	自動車交通の発生	①調査事項 ・自動車交通の発生量 ・自動車の音響パワーレベル等 ・周辺道路の状況等 ②調査の範囲 ・対象計画区域 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理	自動車交通により発生する騒音及び振動の程度について、原単位等を用いて推計する。

表 6.2-1 (2) 環境面の選定項目の調査及び予測の手法

環境項目		影響要因	調査の手法	予測手法
自然環境	動物	造成等の工事 造成地・施設の有存在	①調査事項 ・保全すべき動物種の現況 ・保全すべき動物種の生息環境の現況 ②調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺 ③調査方法 ・原則、既存資料等の収集・整理 ・必要に応じて現地踏査及びヒアリング	保全すべき動物種及びその生息環境を把握し、これらがどの程度の影響を受ける可能性があるかについて、現況と計画の比較により整理する。
	植物	造成等の工事 造成地・施設の有存在	①調査事項 ・保全すべき植物群落の現況 ②調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺 ③調査方法 ・原則、既存資料等の収集・整理 ・必要に応じて現地踏査及びヒアリング	保全すべき植物群落がどの程度の影響を受ける可能性があるかについて、現況と計画の比較により整理する。
	生態系	造成等の工事 造成地・施設の有存在	①調査事項 ・動植物の生息・生育環境のタイプ、分布、量の現況 ②調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺 ③調査方法 ・原則、既存資料等の収集・整理 ・必要に応じて現地踏査及びヒアリング	地域の動植物の生息・生育環境がどの程度の影響を受ける可能性があるかについて、現況と計画の比較により整理する。

6.2.2 評価の手法

評価項目ごとに、事業を実施した場合における環境への影響を整理し、環境配慮に係る課題の抽出を行うことで評価とする。また、個々の原案の間で影響が明確に異なる場合は、原案の比較評価を行う。

第7章 手続に係る実施計画（県民等への周知、説明及び意見聴取の方法に係る計画）

7.1 戦略的環境影響評価計画書に係る手続きの実施計画

7.1.1 計画書の周知

(1) インターネットホームページへの掲載

埼玉県環境部環境政策課のインターネットホームページにおいて、戦略的環境影響評価計画書を公開する。ホームページアドレスは、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 計画書を公開するインターネットホームページ

所在	アドレス
埼玉県 環境部 環境政策課	http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0501/index.html
越谷市 都市整備部 都市計画課	https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/ku-rashi/sumai/oshirase/strategy.html

(2) 広報誌等による周知

越谷市の広報誌等において、縦覧場所、縦覧期間等の情報を周知する計画である。

(3) その他の手法による周知

計画書を埼玉県庁及び関係地域にあたる市役所等において縦覧に供する。

7.1.2 計画書に関する意見聴取

戦略的環境影響評価計画書に対する意見は、縦覧期間中に、窓口、郵送で受け付ける。意見の受付窓口となる住所・宛先及び意見提出要領は、表 7.1-2 の内容を予定する。

表 7.1-2 計画書に対する意見の受付窓口及び提出要領

住所・宛先	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号 越谷市役所 都市整備部 都市計画課
意見提出要領	・意見書には、意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載する。 ・意見書の提出対象である計画書の名称（「越谷荻島地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価計画書」）を併記する。

7.2 戦略的環境影響評価報告書に係る手続きの実施計画

7.2.1 報告書の周知・説明

(1) 広報誌等による周知

越谷市の広報誌等において、縦覧場所、縦覧期間等の情報を周知する計画である。

(2) 説明会の実施

戦略的環境影響評価報告書に係る説明会を報告書縦覧期間中に1回実施する。

開催場所、日程等は、報告書公開時に合わせて周知する計画である。

第8章 調査等の受託者の氏名及び住所

名称：日本都市技術株式会社東日本支社

代表者の氏名：東日本支社長 井出 慎一郎

主たる事業所の住所：千葉県松戸市本町 14-1 松戸本町センタービル 4F

名称：株式会社建設技術研究所 東京本社

代表者の氏名：代表取締役社長 村田 和夫

主たる事業所の住所：（環境部）埼玉県さいたま市浦和区上木崎 1-14-6 CTI さいたまビル